3.基調講演

「プートロス・ガリの遺産:平和構築の概念の深化に伴う 国連平和活動の進化と残された課題」

司会 二村まどか 国連大学サステイナビリティと平和研究所学術研究官

それでは、これより、今回のシンポジウムの基調講演といたしまして、国連大学サステイナビリティと平和研究所客員教授・法政大学教授、そして元東ティモール国連事務総長特別代表を務められました長谷川祐弘先生より「ブートロス・ガリの遺産:平和構築の概念の深化に伴う国連平和活動の進化と残された課題」と題しましてお話をいただきたく思います。

長谷川先生は、1969年から2006年9月まで国連職員として御活動され、この間、カンボジア、ソマリア、ルワンダを含むさまざまな地域における開発援助、国連平和維持活動に従事されました。2002年4月にはUNDP紛争予防・復興担当特別顧問、同年7月より東ティモール国連事務総長特別副代表、そして2004年5月から2006年9月までは国連事務総長特別代表をお務めになり、2006年10月に東ティモール民主共和国親善大使に任命されました。現在は国連大学の客員教授、そして法政大学の教授でいらっしゃいます。

それでは、長谷川先生、どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川祐弘 国連大学サステイナビリティと平和研究所客員教授・法政大学教授・ 元東ティモール国連事務総長特別代表

東祥三副大臣、羽田浩二国際平和協力本部事務局長、豊田次長、そして主催者の国連大学の二村さん、今日は、招待いただきましてありがとうございます。 大先輩の明石康先生、そして、友人で、なおかつ学問の兄であります横田洋三先生に、今日ここに来られていろいろ話を聴いてくださるというのは、私にとっては非常に光栄に思います。

そして、なおかつ、皆さんはまだお知り合いの方も少ないと思いますけれども、以前私がニューヨークにいたときに、国連政治局で長く活躍されてきており、現在、国連広報センターで所長をなされておられます山下真理さんがここへ来ておられますので、是非とも紹介したいと思います。彼女は最近までネパールに行っておられまして、平和構築、平和維持活動、そして政治問題について、国連の中でも非常に活躍されておられる方でございます。

ブートロス・ガリの遺産 統合平和ミッション

I 平和理論の変遷と概念の深化

II 平和ミッションの形態と活動の進化

III 残された課題

そして、そのほかに多くの先輩や研究者のもとで、今日、「ブートロス・ガリの遺産」というテーマで、冷戦後の20年間に平和理論というものがどのように展開され、なおかつ深化(deepening)してきたか、そして、国連などが行ってきている平和維持・平和構築活動というものが、どのように進化(evolve)してきたか、そして最後に、残された課題とは何かということを皆さんと一緒に考察してみたいと思います。

皆さんも御存じのように、ブートロス・ガリ(Boutros Boutros-Ghali)が1992年に「平和への課題」、そして1994年に「開発への課題」、そして1996年に国連事務総長としての任期が終わる数日前に出されました「民主化への課題」で、彼は、治安を維持していくのみならず、復興と社会開発を行い、なおかつガバナンスの基盤と能力の育成を総括的に、効率的に、効果的に行っていくように提唱なされました。

ここで留意しておくべきことは二つあると思います。第一に、ブートロス・ガリは、2005年に実は「平和への課題」の補足版ですか、Addendumを出しております。これは余り皆さんが読んでおられないと思いますけれども、そのAddendumで、ブートロス・ガリは、国際社会が一団となって真のモルティラテラリズム(True Multilateralism)を忠実に実行していくことが、世界平和にとって必要であると述べております。

第二点としては、平和構築を支援していくに当たって、その当事国の歴史的な背景や社会文化を尊重し、各々の地域社会に適応し、民主化を進めていくべきであり、そのためには、平和構築を支援する援助国は、自らの目先の利益を追求するだけではなく、国際社会の構成員全体に受け入れられるような正義と公正な社会の実現に寄与するべきである、と申しております。そして、そのためには、国内と国家間にわたる世界の平和と安定は、国際社会のガバナンスの

役割としてみなされるべきであるという考え方を述べております。すなわち、 私にとっては、ブートロス・ガリはウエストフェリア体制を脱却し、超越して、 国際社会の平和の達成をしたいという強い願いがあったと思います。

さて、ソ連と共産主義の崩壊により、政治学者は、大きく分けて三つの見方をしておりました。第一には、自由民主主義の勝利が、例えばフランシス・フクヤマ(Francis Fukuyama)が1990年に言ったように、「歴史の終焉(End of History)」であるという見方です。そして「民主主義復活論」が台頭しました。これはウィルソニアン・デモクラシー(Wilsonian Democracy)、すなわち自由主義、民主主義、国際協調主義の実現としてのサミュエル・ハンティングトン(Samuel P. Huntington)が説いたような「第3の波」(Third Wave)としての邁進する民主主義になること、そして国家間から国内紛争へと変わったその平和への挑戦あるいは脅威というものは、ラリー・ダイヤモンド(Larry Diamond)氏いわく、民主主義を広めることにより解決されるものであると言っています。

そして、ここでは、ダイヤモンド氏が推奨しているように、「民主主義の魂」 (Spirit of Democracy) というものが「世界中に自由な社会を構築する闘争」 (Struggle to build free society throughout world)というような「民主的平和論」(Democratic Peace)に発展いたしました。すなわち、「民主主義国家の間では戦争が行われない」という仮説があります。よって、非民主主義国を民主主義国にして平和を達成するあらゆる手段を取ってもいいのではないかというような、どちらかというとイマヌエル・カント(Immanuel Kant)が数世紀前に言ったような「永遠の平和」(Perpetual Peace)というものを達成するには、「絶対的な正義」(Categorical Peace)の実現が必要であるというような論理に発展したわけです。

そして、第二番目として、自由・民主主義の正当性というものをLiberal Peace、Peace Doctrine、Peacebuilding Doctrine、「自由至上主義のリベタリアンのアプローチをもって、自由というものを市民が勝ち取り、そしてそれを維持していくためには民主主義というものが不可欠である」、という論理を展開いたしました。これは、ジョン・スチュワート・ミル(John Stuart Mill)が1859年にその「自由論」の中で述べている自由に考え話せる状態というものは、個人の発展に不可欠であると。この考え方は、後に、そして現代では、マーブブ・ウル・ハク(Mahbub ul Haq)のもとに、UNDPの「人間開発報告書」(Human Development Report)というものが冷戦の終結に当った、1990年に発行されました。そして、自由と民主主義が私たちの平和の達成には不可欠であるという理論が非常に力を得てきたわけです。

それに対してというか、並行して三つ目の理論が台頭してきました。これは、「構築論」(Constructivism)と呼ばれますが、ニコラス・オヌフ(Nicholas

Greenwood Onuf)が "World of Our Making"、そしてアレキザンダー・ヴエント(Alexander Wendt)が "Social Theory of International Politics"で述べているように、なぜソ連、そして共産主義が崩壊したのかということは、西洋諸国の現実主義者、そして自由主義者たちは、国家が内部より崩壊するということを予期できなかったかであります。そして、彼たち、構築主義者(Constructivists)は、その予期できなかった理由とは何であるかということを考えた場合において、やはり私たち人間社会にある規範(Norms)、それから、アイデンティティ、文化などの人間社会の中核となる要素というものが、安全保障と平和構築に重要な役割を果たすという認識論に欠けていたという事実を提示したわけです。

なおかつ、ここにおいて、もう一つの新たな論点が出されてきました。それは、「正義による平和と安定した社会づくり」です。先ほど申しましたように、これらの三つの国際政治理論と並行して、イマヌエル・カントの「正義論」をもとにした社会正義論は、ジョン・ロールズ(John Rawls)が1970年に「正義の理論」(A Theory of Justice)で「正義なくして社会の安定と平和は保たれない」という論理で、私たちは、紛争後の社会では、まずそのような正義というものが達成される制度作り(Institution Building)に専心するべきであるということです。

第二番目として、ドナルド・ホロウイッツ(Donald Horowitz)が言っているように、民族の虐殺や迫害など民族・部族闘争というものを深く調べてみれば、そこには非常に不公平な、そして不公正な社会システムができているということです。これと付随して、あるいは並行して出てきた点が、いわゆるフェミニズムです。このフェミニズムは、シンシア・エンロー(Cynthia Enloe)が1980年代から90年にかけて、女性の、また子どもの保護をするだけではなく、彼女たちのエンパワーメントをすることが平和への達成の道筋になると申しております。

第三点として出てきたのは、オックスフォード大学のポール・コリエ(Paul Collier)教授の見解です。要するに、先ほど言いましたようなミルトン・フリードマンあるいはWashington Consensusで出てきているようなマーケット至上主義というもの、すなわち市場至上主義が、今までの問題をより複雑にしている。このLaissez Faire の放任主義というものは、発展途上国の脆弱した国家においては、必ずしもいいことではないと言っております。そして、ポール・コリエはConflict Trap、あるいは最低辺の1億人の人たち、その人たちを救うためには、自由民主主義というよりも、彼たちの雇用と、そして生産性を高めるような支援をすべきであると申しております。

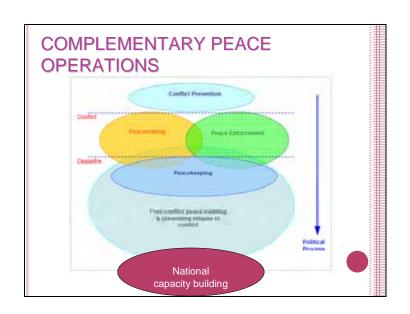
結論を申しますと、ここで起こったことは、国家から個人へ、主権国家から

主権在民、国家の安全保障から人間(個人)の自由と権利の保障、自由民主主義、すなわちLiberal Peace Doctrineの追求、そして人間開発というものが、経済開発を乗り越え、そして所得よりも雇用を優先するというドクトリンでありました。

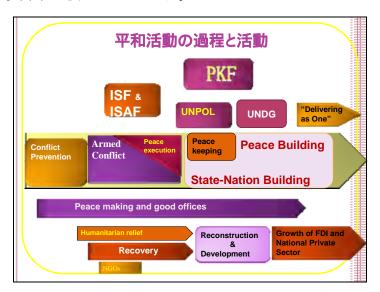
平和理論の変遷と概念の深化

それでは、国連はどのようにこのような理論の変遷と概念の深化に応じて、 平和ミッションの形態と活動を進化させてきたか、図などを見ながら検証して みたいと思います。

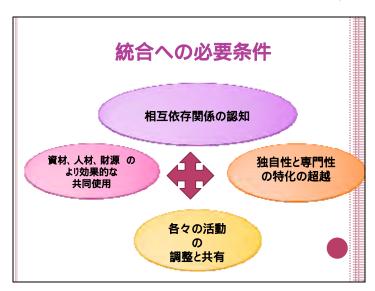
平和活動の形態の進化 平和維持=>平和構築 統合ミッション Integrated Mission



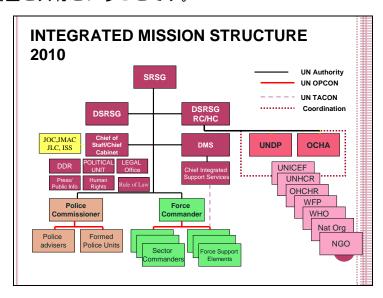
まずは平和活動の形態の進化です。すなわち、平和維持から平和構築活動へ移行するということですね。これは皆さんよく見られた図形ですけれども、私がここでつけ加えたことは、この最後のところ、National Capacity Buildingというものですけれども、これをフランシス・フクヤマなどは、State Buildingと同一視しております。しかし、私にとっては、やはりこれはブートロス・ガリが言っているように、その社会の文化、社会習慣、体制というものを考慮したNational Capacity Buildingに向かっていくものであるべきだと思います。すなわち、Post-Conflict Peacebuildingが、Preventing Relapse to Conflictというポール・コリエのこの考え方、それには、経済をよくするものであるということです。それと同時に、フランシス・フクヤマとか多くの方々が、State Buildingをするべきであると述べていますが、私は、そこでNational Capacity Buildingという言葉を使っております。



そして、これも実は皆さん、よく見たことがあると思いますが、これら Conflict Prevention、Armed Conflict、Peace Execution、そしてPeacekeeping、その後に、これは私がここで作成したのですが、Peacebuildingというものは、 やはりState and Nation Buildingというものが、Peacekeepingが行われているときから既に始められるべきものであるという問題意識です。



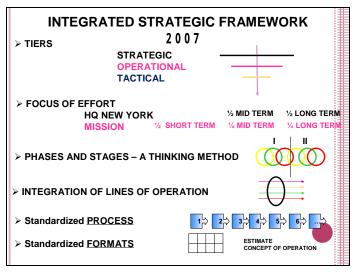
ここでは、PKF、UNPOL、ISAF、各々こういうふうに存在しておりますけれども、これは、どちらかといえば、4つの観点からの問題意識のもとに統合されるべきであるというのが国連の方針です。すなわち、第一に相互依存関係の認知、資材、人材、財源のより効果的な共同使用、そして、独自性と専門性の特化の超越ということは、自分の分野において、自分だけでそこの井戸掘りをしているのではなく、みんなと一緒にやるということですね。そして、活動の調整と共有ということです。



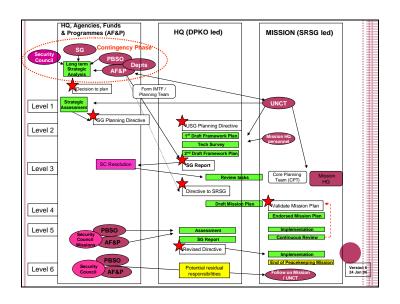
今現在、国連の平和維持・平和構築ミッション(Peacekeeping、Peacebuilding Missions) は、このように特別代表(SRSG)の下に2人の特別副代表(DSRSG)がおりまして、そして、そのうちの一人の国連開発援助・人道支援活動調整官(Resident and Humanitarian Coordinators)が人道・開発を扱う国連諸機関をまとめております。そして、もう一人の特別副代表は、治安分野改革(SSR)、DDRとかPolitical Unit、Legal、Human Rights、そしてRule of Law、なおかつPolice Commissioner、Force Commanderというグループを管轄しております。これは、後ほど説明いたしますが、この図ではこちらと違って、指揮管理(Command and Control)のラインが入っておりません。



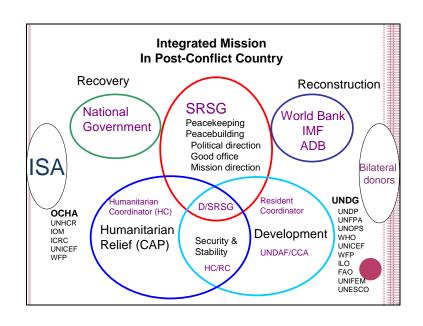
御存じのようにブラヒミ報告では、Technical Assistance Mission、Integrated Mission Taskforce、そしてIntegrated Mission Planning Teamを使って、Integrated Mission Planning Processを行い、統合していくべきであると申しております。



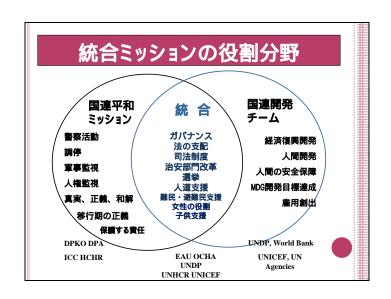
この図は、現在行われている企画作成過程(Planning Process)示していますが、要するに戦略・活動・調整(Strategic・Operational・Tactical)活動なレベルにおいて、このように5つのレベルにおいて行っていくということです。



余り詳しくは説明する時間がないですけれども、非常に複雑で、各レベルで色々な事が起こっております。要するに、レベル 1、2、3、4、5、6とありまして、そして、ニューヨークの安全保障理事会(Security Council)の決議に基づいて、事務総長(Secretary General)から指令(Directive)が出ます。そして、その指令がフィールドレベルにまで行くということになって、そしてレベル別にどんどん計画(Planning)が立てられます。



紛争後の国での統合ミッション(Integrated Mission in Post-Conflict Country)では、一応SRSGがここにおりまして、そこで政策的な示唆(Political Direction)、仲介の役割(Good Office Function)、ミッションの目的と役割(Mission Direction)というものを出されますが、その下に活動するグループが、先ほど言いましたように二つ存在する。そして、世界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行(AsDB)とか、多国間機構(Multilateral Organisations)がその役割を果たしますが、国連と少し距離を置いた機関であります。また、そこには当事国というものが一緒にいるということです。これらは、どちらかといいますと、紛争後の非常に間近な時です。



もう少し内容的に見てみますと、どういうことかというと、この平和ミッション (Peace Mission) と開発グループ (Development Group)、人道支援グループ (Humanitarian Group)が一緒になって、そして統合される活動があります。今のところ、多くのところでは移行期の正義 (Transitional Justice) は、どちらかといえば平和維持・構築活動ミッションの方が行っています。そして、ミッションには、警察活動、調停、軍事監視、人権監視、そして真実、正義、和解、そして保護する責任というものが重要になります。それに対して開発グループの方としては、経済復興、人間開発、人間の安全保障、MDG、雇用創出という分野、そして、協力してやっていく分野において、ガバナンス、法の支配、司法制度整備、治安部門、SSR、選挙、人道支援、難民・避難民支援、そして、最近非常に重要視されているのが女性の役割、そして子どもへの支援でございます。

第三章

残された課題

さて、それでは、時間がなくなりましたので、簡単に、私なりに残された課題というものを見てみたいと思います。

平和維持・構築活動の課題

- Brahimi Report, Capstone Doctrine, New Horizon
- 多国籍軍とは異なる国連のコマンド・コントロールの下での国際治安部隊の創設
- 国連警察隊での各国から派遣された警察隊のより一層の 統合
- 国際機関や支援国援助機関の理念、目的、役割の統合

まず第一には、平和維持・構築活動の課題としまして、Brahimi Report、Capstone Doctrine、New Horizonという、そしてなおかつ、ここには書いてありませんけれども、統合戦略枠組み(Integrated Strategic Framework-ISF)があります。

それに対して、Brahimi Doctrine、そしてその前のブートロス・ガリ、そしてブライアン・エルクワート氏などが言っていたのは、やはり国連というものが、指揮管理(Command and Control)を自分たちの下においた国際治安部隊の必要性というものがあるということが一つです。二番目として、国連警察隊での各国から派遣された警察隊のより一層の統合というものが必要です。そして三

番目として、国際機関や支援国援助機関の理念、目的、役割の統合が必要である。これは、オペレーショナルなレベルにおいての課題です。

ガバナンスの課題

自由民主主義の地域化と国際化

- 平和構築は各々の国の独自の事業である。 (国連)
- 現地の政治文化や社会習慣⇔普遍な理念と紀範
- 国際社会の民主化の促進

それでは、ガバナンスの部門ではどうでしょうか。自由民主主義の国に適応した実現をブートロス・ガリは説いておりました。それはどういうことかというと、平和構築において民主的な国家作りをすることは、各々の国の独自の事業であることを、国連でもそれを公認しております。よって、現地の指導者たちが、自分たちの政治文化や社会習慣を知り尽くしており、彼たちが普遍的な理念と規範とを融合させる。そして、三番目としてブートロス・ガリが言ってきたのは、国際社会の民主化です。これは、ある意味で言って、現在の体制から非常に飛躍した考え方、あるいは望みです。しかし、これは私など国連で働いた者にとっては、やはりこういうことが持続可能な世界平和を達成するには必要であると感じます。

歷史的課題

真の国際社会としての協力体制の確立の必要性

"Commitment to true multilateralism"

国連を通しての平和と繁栄の追及

- 安全保障理事会の改組 e.g. India, Brazil
- 普遍的な理念と法の支配に基づく国際社会の運営e.g. 央照管局

ということは、歴史的な課題と受け取った場合において、ブートロス・ガリいわく、多国間主義への真の誓約(Commitment to True Multilateralism)が、平和と繁栄を達成するには不可欠であるということです。一つ言いますと、安全保障理事会の改組・改革といいますか、日本もドイツも大事でしょう。しかし、私は安保理に5回ほど出席し報告しましたが、そこで感じた事は、やはり、非常任理事国としておられたブラジルやインドが、活発に意見を述べ、そして平和を追求しておりました。彼たちというか、彼たちが代弁しているような意見というものは、非常に貴重であると感じます。

第二点として、普遍的な理念と法の支配に基づく国際社会の運営ということですけれども、これは、私なりに、現在の尖閣諸島の問題なども取ってみますと、究極的な問題解決、あるいはそこにおいての紛争というものを少なくするには、やはりこの問題を、例えば国際司法裁判所などに付託して、意見を述べていただくことが、国際社会の正義あるガバナンスの実現につながることであると思います。事実、マレーシアとシンガポールでは、2008年にそれを行っております。そして、お互いに国際司法裁判所の意見を聴いた後に、自分たちでその認識を深めております。

学術・政策的な課題

平和への道

- 真実+和解 = 平和
- ●正義 => 和解 => 平和
- 真実、正義、和解 = > 平和
- 「法の支配」の方法論の確立

さて、学術・政策的な課題として「平和への道」はどうでしょうか。先ほど申しましたように、真実、和解が平和に結びつく道とは、南アフリカのマンデラの歩んだ道です。そして、このアプローチは、アフリカ、アジアの多くの国々で同じようなことが行われました。しかし、それは、国連人権高等弁務官のオフィス、あるいは国連のLegal Officeにおいては、必ずしも受け入れられるものではないということで、正義というものをやはり確立することが、和解に導き、そして平和の達成になると。すなわち、持続ある平和の達成には真実、正義、和解、この三つがあると主張されております。

指導者の課題

- >権力と**富への欲望 = > 国家と国民の利** 益
- > アカウンタビリティの確立
- >「主権在民」としての問題意識の持つ市民を どのようにして育てていけるか?

しかし、これに対して発展途上国の国々の指導者、例えば、私が長くいました東ティモールなどでは、この見解には大統領、総理大臣は反対しております。彼たちは、正義を犠牲にしても平和への道を優先して歩んでおります。また、「法の支配」の方法論の確立ということが次には大事でしょう。私たちが支援するに当たって、自らの慣習法(Common Law)、あるいは大陸法(Continental Civil Law)というものに固守して、各国が競争してそれを導入(Implant)としようとしております。非常に混乱が起きるので、やはりここでは、一つの方法論の確立というものが必要ではないでしょうか。

そして、指導者の課題として、権力と富への執着から超越して、国家と国民の利益を優先できるような指導者がやはり必要です。これをどのようにして確保できるかは非常に難しい、どこのマニュアルにも、テキストにも出ていない課題です。そして、その人たちの説明責任(Accountability)というものをどのように確立するか、それには「主権在民」としての問題意識を持つ市民をどのようにして育てていくかという課題であると思います。



このように多くの課題が出てきました。そこで私が非常に感ずることは、東ティモールで私が住んでいた家の近くにいた少女が赤ん坊を抱えている写真です。そして、遠くにいるのがアインシュタインです。アインシュタインは、"Pen is mightier than sword." すなわち「ペンというものは刀より強い」と以前は言われてきたが、「イマジネーションというものが知識よりもより大切である」と言いました。すなわち、私たちは、いかにしてこれらの大きな課題というものに対して、イマジネーションを働かせ、そして問題の解決方法を見つけていくかということが大事ではないか、そのように思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

司会 二村学術研究官

長谷川先生、どうもありがとうございました。

4. セッション1 国際平和協力 〜周縁にある人々の視点からの考察〜

○司会 二村まどか 国連大学サステイナビリティと平和研究所学術研究官

それでは、これよりセッション1「国際平和協力~周縁にある人々の視点からの考察~」を始めたいと思います。

このセッションのモデレーターは、防衛省防衛研究所研究部第五研究室長の 吉崎知典さんにお願いしております。

吉崎さんは、紛争研究、同盟研究、欧州の安全保障の専門家でいらっしゃいまして、慶應義塾大学修士課程修了後、防衛研究所に入所されました。ロンドン大学キングスカレッジの戦争研究科、そしてアメリカのハドソン研究所の客員研究員を経て、2005年より現職に就かれております。また、現在、東京外国語大学大学院平和構築・紛争予防講座において客員講師として教鞭もとられております。

それでは、吉崎さんにセッション1の議事進行をお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

〇吉崎知典 防衛省防衛研究所研究部第五研究室長

ただいま御紹介いただきました防衛研究所の吉崎でございます。

本日のセッション1、「国際平和協力~周縁にある人々の視点からの考察~」 という形で、3名の研究員の方々の発表をいただきたいと思います。

概要について申し上げますと、最初にお話があります新野研究員のテーマはジェンダー、特に軍事組織におけるジェンダーというテーマでございます。次に、与那嶺研究員から報告がございますテーマは、ネパールの事例でございますけれども、これは、10年間の内戦を終えた後の包括的な和平合意、そして、その中での武装解除のプロセスの中で、どういった形で平和を構築していくのかという課題でございます。そして、セッション1の三番目のテーマは、津矢田研究員からでございますが、ミャンマーにおける軍政の問題、そして、軍政の中で虐げられた人々がどういった現状にあるのか、いわばそういった軍政と民主化、そして次に課題で出てきます選挙の問題というものがございます。

一見、この三つのテーマは共通したものがないかもしれません。ですが、この三つのテーマに共通するテーマとしては、やはり「新たな挑戦」であるということだと思います。これまでの伝統的なPKOといったものでは決して捕捉できないようなものが、この三つのテーマから出てくるのではないかと期待しております。

本日は、明石康先生にお越しいただいておりますので、各研究員から20分ずつ御報告いただきまして、そして、明石先生から15分程度のコメントをちょうだいしたいと思います。また、せっかくの機会でございますので、会場にいらっしゃる皆様方、ネパールにいらっしゃった方、またミャンマーのことを御存じの方がたくさんいらっしゃると思います。また、私がこうやって見た限りでも、ネパールの国際任務にいた自衛官の方、ないしは自衛隊で国際協力活動に携わった方が多数いらっしゃいますので、皆さんとの意見交換も併せてやりたいと思います。

最初の発表者の新野智子研究員は、米国のカリフォルニア州モントレー国際大学院国際政策修士号を取得されまして、ユニセフ、UNHCR、WFPなど国連機関、そしてICRCを通じまして緊急援助支援に携わってこられました。その間、ウガンダ、インド、アフガニスタン、インドネシア、ハイチ、チリといった地域でフィールド経験をお持ちになっております。時間は20分でお願いいたします。

○新野智子 国際平和協力研究員

御紹介いただきました新野と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、「国際平和協力への貢献、見える?見えない?~女性の視点と自衛隊~」と題しまして、自衛隊を通じた国際的な人的貢献が国民の女性にどのぐらい理解されているのか、検証した結果を御報告したいと思います。

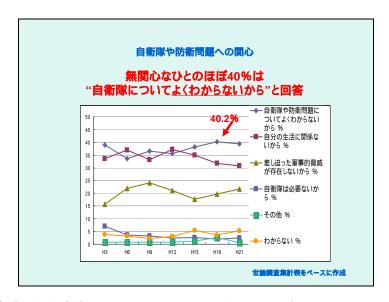
まず、問題意識です。

湾岸戦争後、日本は平和構築に向けた国際貢献の戦略として、「ひとを通じた貢献」というものを強調してまいりました。システマティックにひとを通じた貢献ができる最たるものとして、自衛隊による国際平和協力活動があります。これは、PKOへの派遣を取ってみても延べ6,000名近く、またイラク派遣を取ってみても6,000名、計1万2,000名の自衛官がこれまでにかかわってきました。

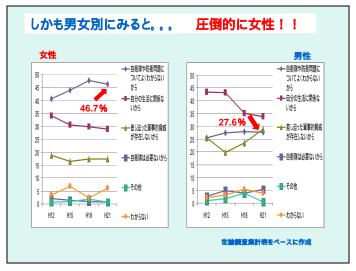
世論調査に反映されていますように、PKOや自衛隊に対する支持というものは決して低いものではありません。こちらはPKOへの参加について聞いた世論調査から引用しました。しかしながら、これは、PKOへの支持には根強い男女差というものが見られます。

それでは、どうして自衛隊の国際平和協力活動に対して、女性から男性同等の支持を得られないのか、何がボトルネックになっているのか、その理由を検証するに当たりまして、自衛隊や防衛問題に対して無関心な人に焦点を当ててみました。

内閣府国際平和協力本部事務局・国際連合大学サステイナビリティと平和研究所共催 第2回国際平和協力シンポジウム 〜国際平和協力研究員による新たな挑戦〜 平成22年10月8日



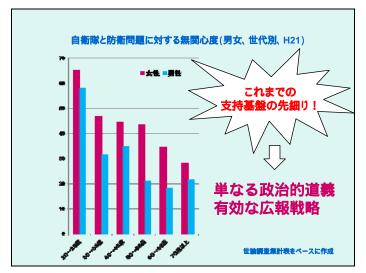
これは、自衛隊や防衛問題への関心という世論調査から引用してきたものですけれども、無関心な人のほぼ40%は、自衛隊について「よくわからない」からと回答しております。このよくわからないことに起因する無関心度は、ほかの理由と比べ高い数値で定着しておりまして、平成18年には過去最高値の40.2%を記録しております。



この表を使いまして男性と女性に分けてみました。すると、この「よくわからないから」無関心というのは圧倒的に女性で、近年その傾向が顕著になっています。直近の平成21年のデータですけれども、46.7%の女性、すなわち無関心な女性のほぼ半数が、「自衛隊や防衛問題についてよくわからないから」無関心としています。

日本は、歴史的にも国防や軍事というのはもっぱら男性の領域でした。現在でも男性自衛官が95%を占める自衛隊は、間違いなく男性の領域です。しかし

ながら、日本の人的貢献のかなめとなる自衛隊の貢献に対し、女性の関心が低いのは当たり前で放っておいていいのでしょうか。



こちらは、自衛隊と防衛問題に対する無関心度を、平成21年度のデータを男女、世代別で表したものです。一つ言えるのは、女性は世代を超えて男性よりも無関心度が高く、また、若い人ほど無関心な傾向にあるということ。そしてまた、もう一つ、男性のほうにも注目していただきたいのですが、特に若い20代の世代が非常に高く、実はこの30代の女性よりも無関心度が高く記録されております。

今後、自衛隊への支持基盤が先細っていく可能性からすると、女性への積極的なアプローチというのは、単なる政治的道義ならず、有効な広報戦略であると言えます。そして、これは非常にテクニカルな側面なのですけれども、PK O法成立から20周年に当たります2012年まであと2年。これまでの実績を土台に積極的なPRをかけるチャンスが今来ていると言えるでしょう。

それでは、どうしたら自衛隊の国際平和協力活動に対して、女性から男性と同等の支持を得られるのか。まずは、国際平和協力活動に対して、女性はどれだけ認知・認識しているのか、現状を比較検証するためにアンケートをとりました。サンプルは、性別、5世代、5地域で平均してとりました男性150名、女性350名の計500名となっています。

このアンケートにおきまして、「認知」と「認識」という言葉を多用しますので、先に定義の方をしたいと思います。PR効果の3ステップとして、認知、認識、行動変容というものがあります。これは、例えば認知とは、「知覚すること、すなわち"知っている""見たことがある""聞いたことがある"」、認識、「認知したことに対して理解を深め、"知識"として昇華すること」、そして行動変容、「新たに獲得された"認識"をもとに、これまでの行動パターンに変化が起きること」を意味しています。



具体的には、商品PRで、Aさんは、新商品Xの売り出しを知り、XはYによく効くと理解し、その後Xを購入するようになりました。また、選挙PRでBさんは、Aさんが市長選に立候補したことを知り、Aさんは効率的な税の運用に意欲的であると理解し、実際に投票という行動をとりました。という具合です。

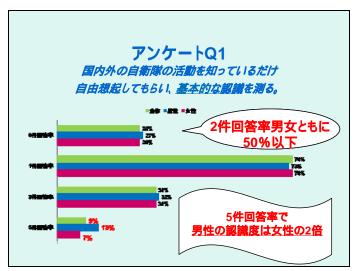


この研究では、知っている、見たことがある、聞いたことがあるかどうか、 すなわち、聞かれれば何となく選択できるかどうかをはかった結果として「認 知度」と定義しています。また、認識の方は、認知した事象について知識とし て他人にも明確に伝えることができるかどうか、すなわち自発的に想起できる かどうかをはかった結果として「認識度」としています。

こちらは、文字数が多くて非常に恐縮なのですけれども、お手元の配付資料 (36~38ページ参照) にもありますのでごらんください。これは、このアンケートにおきましてはかるべき事項ですけれども、表に簡潔にまとめたつもりです。本日のところは、現状の認知・認識にのみ焦点を当てましたので、セッシ

ョンAから得られた示唆を、時間的な制約から4間で御紹介いたします。アンケートの設問の文言によりまして、第1ステップの「認知」ではなく、第2ステップの「認識」のレベルから先にはかっておりますので、御了承ください。

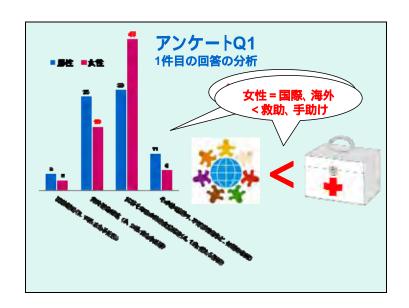
1問目です。国内外の自衛隊の活動を知っているだけ自由想起してもらい、 基本的な認識をはかりました。設問です。「あなたは自衛隊が国内や海外でど のような活動をしているかご存知ですか。思いつく活動をすべて記入してくだ さい」。



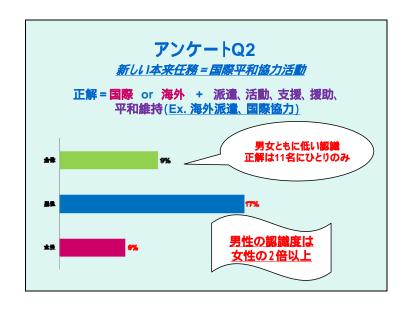
これが結果ですけれども、このQ1で全く答えられない人は、男女ともに25%を上回りました。また、ここには出ていませんが、2件回答率も男女ともに5割を切りました。すなわち、半数の人が自由想起し、返答できたのは1件のみということになりまして、まず、そもそも自衛隊の活動に対する認識の低さというものが浮かび上がってきました。

また、認識度の深さというものを検討してみますと、1件、3件と回答率に 男女差は見られませんでしたが、5件の回答率に至りましては、男女の認識度 の深さに2倍の差が見られることがわかりました。男性13%に対し女性7%と なっています。すなわち、国民男性の8人に1人、また国民女性の15人に1人 しか自衛隊の活動について5件以上想起することができないということになり ます。

1件目の回答を分析してみました。すると、認識されている活動に男女差があることがわかりました。まず、男女ともに一番よく認識されているものは災害時の救援活動でした。男性は、救援活動と海外での活動というものを同程度に認識しています。一方で女性の方は、救助活動を認識している比重が海外での活動の約2.5倍、45%を記録しています。すなわち、女性は、国際や海外という要素よりも、救援や支援、手助けなどの側面に強く反応して、こういった側面から自衛隊の活動をよく認識していることがわかりました。



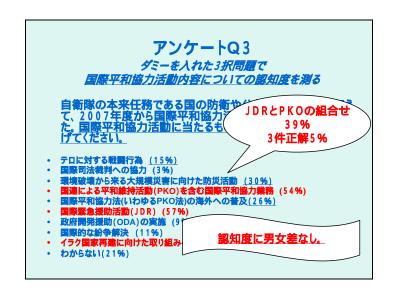
2問目です。2007年にPKOを含む国際平和協力活動が自衛隊の本来任務となりました。4年たった今、その事実がどれだけ認識されているのか、自由記入で回答していただきまして検証してみました。設問です。「自衛隊の本来任務として国の防衛や公共秩序の維持がありますが、2007年度から新しい本来任務が追加されました。何という任務かご存知ですか。」



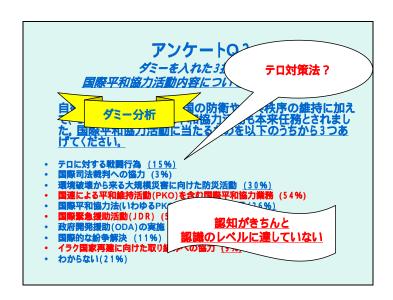
ここでの正解ですけれども、国際または海外といった要素の単語と、派遣、活動、支援、援助、平和維持などといった単語の組み合わせのみ正解としております。ゆえに、例えば海外派兵といったような回答は、不正解として処理しております。

ここでの結果ですけれども、前間同様に全体的に非常に低い認識度を示しまして、モニターの11名に1人しか正解ができませんでした。また、男性正解者17%に対し、女性の正解者は6%、男女の認識度に3倍近く差が開いていることがわかりました。すなわち、男性の6人に1人、女性の17人に1人しか国際平和協力業務が新しい本来任務に加わったことを認識していなかったと言い換えられると思います。

アンケートQ3になりますが、これまでは自由記入で認識度についてはかってきましたが、ここからは、アンケートQ3、Q4とステップを1段落としまして、選択問題で認知度をはかってみました。「自衛隊の本来任務である国の防衛や公共秩序の維持に加えて、2007年度から国際平和協力活動も本来任務とされました。国際平和協力活動に当たるものを以下のうちから3つあげてください。」

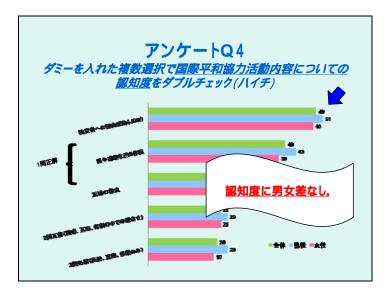


正解は赤くハイライトしておりまして、結果がこちらになります。 PKOを含む「国際平和協力業務」と「JDR」が各々50%以上を記録しております。また、この2つの組み合わせが2項目正解の組み合わせの中で一番多かった組み合わせですが、全体で39%。また、3件正解した人は5%とすごく低い数字だったのですが、この両件ともに、認知度に男女差は見られませんでした。



更にダミーを検証してみますと、26%を記録しました「PKO法の海外への普及」などがありますが、一部の単語をどこかで聞いたことがある、見たことがあると認知反応しているのが認められます。いわゆる認知がきちんと認識のレベルにまで至っていない裏づけになります。

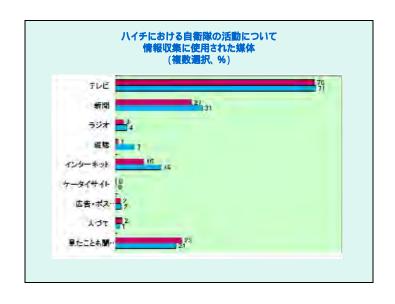
また、「わからない」といった選択肢も、一番最後ですけれども21%としてある中で、テロに対する戦闘行為というものが15%を占めました。これは、テロ対策法など「テロ」という要素に引っ張られたと思われます。しかしながら、自衛隊という名称からも想像できますように、積極的な戦闘行為というのは、活動の本質からしてまずあり得ないというわけで、この間違った認知を正す必要性を考えると、後々の情報発信の仕方というものを十分に検討していく必要があるかと思われます。



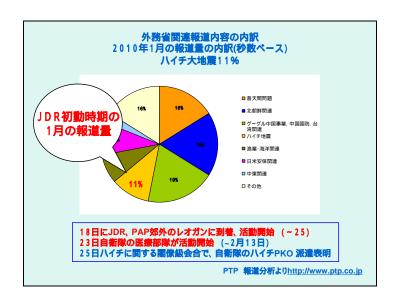
最後になります。ここではダミーを入れた複数選択で国際平和協力活動内容についての認知度をハイチのケースでダブルチェックしました。「自衛隊はこれまで国連によるPKOやJDR、またイラク国家再建に向けた取組みなど、『国際平和協力活動』を海外で展開してきました。このような活動の一環として、今年1月に大地震に見舞われたハイチでも自衛隊が活動しています。ハイチで行われた、あるいは行われている自衛隊の具体的な活動として、これまでに聞いたことのあるものを以下のうちから選んでください」。

詳細はお手元の資料をごらんください。こちらには、実際にハイチで活動があったもののみ出しています。正解は、1つ出していないものがあるのですけれども、それは、選択肢の中で「アメリカ国籍を持っているハイチ人の米国への輸送」になりますが、男女合わせて5%未満の認知がありました。これは1度のみの行為で定期的な活動ではないので、かなり低い認知だったと思われます。また選択肢のなかの、「どれもこれも聞いたことがない」という返答は27%にのぼりました。

1問正解、または2、3問正解率を見てみますと、顕著な男女差は認められません。また、「JDRによる被災者への医療活動」というものは一番認識度が高く、50%近くに上っているのがわかります。



日本で既に70%、80%近くの人がインターネットアクセスを持ちますが、情報収集経路としてテレビの影響力というのはいまだ強く、今回調査でも、ハイチにおける自衛隊の活動について、70%の人がテレビを情報収集媒体としていました。



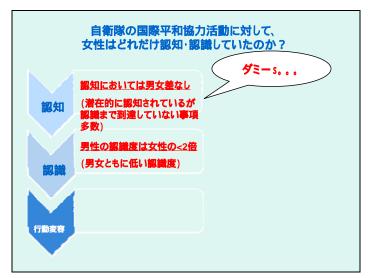
こちらは、外務省関連の報道内容の内訳になります。先ほど申し上げました50%近くの人が認知したJDR初動時期に当たります1月のハイチの報道量が11%に上っています。テレビで見聞きした事象というのが、いまだ強く記憶に残っていることの証明とも言えるでしょう。



こちらは単に比較になりますが、2月というのは細かい話題が多く分散していまして、ハイチは1%未満と、その他に含まれております。

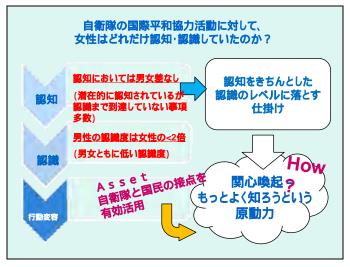
ダミー分析ですけれども、ダミーの中でも、「救援物資を輸送するアメリカ軍への燃料補給支援」というのが37%の高い数値を示しました。これは、テロ対策特措法に基づくアメリカ軍への燃料補給支援に引っ張られたと見られますが、前間でのダミー同様、認知がきちんと認識のレベルに達していないということがわかります。

以上4項目から見えたことを私なりにまとめてみました。



まずは、認知のレベルにおいては男女差というものは見られませんでしたが、 認識のレベルに至った時点で、男性の認識度は女性の2倍以上を記録しており ます。また、男女差に焦点を当てたアンケートでしたが、第2ステップの認識 のレベルに進んだ時点で、男女ともに認識度がかなり落ちることがわかりまし た。

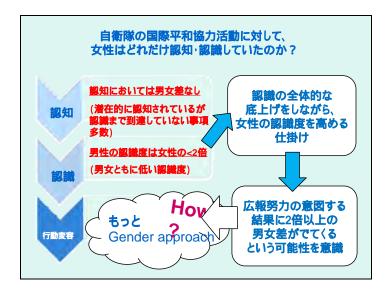
そして、ダミーで見ましたように、潜在的に認知はされているものの、きちんとした理解、認識まで達していない事項が多数認められました。



それでは、まず、認知のレベルから導き出されたことは、認知をきちんとした認識のレベルに落とす仕掛けが必要だということ、すなわち、現在ある自衛隊と国民との接点というものを有効に活用させまして、伝えたい事項などを単に知覚認知させるのみならず、もっとよく知ろうという原動力になる関心を喚起していく継続的な努力が必要になるということだと思います。

補足になりますが、今回の調査で、自衛隊と国民との接触経路を調べたとき に、直接的な接触経路に男女の差が現れまして、女性の接触は、数ある接触経

路の中で4つに大別、限定されていました。ほかの、女性の接触の少なかった 既存の接触経路から、もっと女性へのアプローチをかけるということは、この 自衛隊と国民の接点を有効に活用することにつながるのかなと思います。



今回、認識のレベルから導き出されたことなのですが、認識の全体的な底上げをしながら、女性の認識度を高める仕掛けが必要だという点、また、その過程において、広報努力の意図する結果に2倍以上の男女差が出てくる可能性を意識する必要があるという点にあります。結局どういうことかというと、「もっともっとジェンダーアプローチを」ということに尽きるのかなという結果に至りました。発信側が男性主流の領域にあって、このジェンダーアプローチというのは、情報受信側にある国民の半分が女性であることからも、常に意識しなければならない課題かもしれません。

「国際平和協力への貢献、見える?見えない?~女性の視点と自衛隊~」というタイトルで発表させていただきました。発表を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

配布資料

内閣府国際平和協力本部事務局・国連大学サスティナビリティと平和研究所 (UNU-ISP)共催

第2回国際平和協力シンポジウム 2010年10月8日@エリザベスホール/UNU

国際平和協力への貢献、見える?見えない? ~女性の視点と自衛隊~

発表研究員:新野智子

情報受信側から測る項目

A) 基本的な情報の認知・認識度

- a) 自衛隊の活動一般
- ▶ 国内外での活動一般に対する認識 Q1
- b)自衛隊の国際平和協力活動
- ▶ 国際平和協力活動=本来任務の認識 Q2
- ▶ 国際平和協力活動の内容の認知 Q3
- ハイチでの活動内容の認知 Q4
- ▶ パキスタンでの支援内容の認知と認識 Q5
- B) 情報収集経路とアクセス度
- ▶ メディア(媒体)をとおした間接的な自衛隊との接触 Q6
- ▶ 直接的な広報活動による自衛隊との接触 Q7
- C) 情報収集能力度
- インターネット上での情報収集能力 Q8 10

サンプル=男性 150 名、女性 350 名の計 500 名、性別×5世代×5地域の条件ごとに3段階で無作為抽出

アンケート Q1

<u>国内外の自衛隊の活動を知っているだけ自由想起してもらい、基本的な認識を測る。</u>

あなたは自衛隊が国内や海外でどのような活動をしているかご存知ですか。思いつ

く活動をすべて記入してください。

アンケート Q2

自由記入で新しい本来任務=国際平和協力活動の認識度を測る。

自衛隊の本来任務として国の防衛や公共秩序の維持がありますが、2007年度から新しい本来任務が追加されました。何という任務かご存知ですか。

アンケート Q3

ダミーを入れた3択問題で国際平和協力活動内容についての認知度を測る。

自衛隊の本来任務である国の防衛や公共秩序の維持に加えて、2007年度から国際平和協力活動も本来任務とされました。それに当たるものを以下のうちから3つあげてください。

- 1. テロに対する戦闘行為
- 2. 国際司法裁判への協力
- 3. 環境破壊から来る大規模災害に向けた防災活動
- 4. 国連による平和維持活動 (PKO) を含む国際平和協力業務
- 5. 国際平和協力法(いわゆる PKO 法)の海外への普及
- 6. 国際緊急援助活動 (JDR)
- 7. 政府開発援助 (ODA) の実施
- 8. 国際的な紛争解決
- 9. イラク国家再建に向けた取り組みへの協力
- **10**. わからない

アンケート Q4

<u>ダミーを入れた複数選択でハイチにおける国際平和協力活動の内容についての認</u> 知度を測る。

自衛隊はこれまで国連による平和維持活動 PKO や、国際緊急援助活動、またイラク国家再建に向けた取り組みなど、「国際平和協力活動」を海外で展開してきました。このような「国際平和協力活動」の一環として、今年1月に大地震に見舞われたハイチでも自衛隊が活動しています。ハイチで行われた、あるいは行われている自衛隊の具体的な活動として、これまでに聞いたことのあるものを以下のうちから選んでください。

- 1. 救援物資を輸送するアメリカ軍への燃料補給支援
- 2. テロに対する戦闘行為
- 3. アメリカ国籍を持っているハイチ人の米国への輸送
- 4. 警察機能
- 5. 国連職員や NGO 職員の身辺保護

- 6. 瓦礫の撤去
- 7. 被災者への医療活動
- 8. 橋や道路などの修復
- 9. どれも聞いたことがない

アンケート Q5

直近のパキスタンへの貢献に対する認知・認識度を yes/no answer と自由記入で測る 政府は今年の8月、自衛隊による「国際平和協力活動」の一環として、大規模は洪 水被害に見舞われたある国へのヘリコプター派遣を決定しました。この決定について あなたは知っていましたか。(知っていると回答された人) その国とはどこの国です か?

○吉崎室長

ありがとうございます。自衛隊の国際平和協力活動に対する認知度がすこぶる低いという非常にショッキングな結果がまいりまして、アンケート調査をやりました、ダミーを入れた質問のところでも、私も引っ掛かりそうな設問もございまして、認知度を高めることによって、実際の活動への認識を深めていただいて、かつ、具体的な変化を起こすというのは大変難しいことだということに思いをいたしました。

それでは、続きまして、「ネパールの平和構築における女性の参画」というテーマで、与那嶺涼子研究員から報告をお願いいたします。与那嶺さんは、イギリスの大学院でジェンダーと開発学、紛争とジェンダーをテーマとした修士号を取得されまして、その後、沖縄の財団法人沖縄女性財団にて、ジェンダー、女性に対する暴力や男女共同参画事業を担当されました。そして、2008年から2年間、JICA青年海外協力隊員としてネパールに派遣されまして、発表でもあったかと思うのですけれども、紛争で国内避難民になった方々のリハビリと統合のプロジェクトに従事されております。

〇与那嶺涼子 国際平和協力研究員

ご紹介いただきました与那嶺です。本日、私の方からは、ネパールの内戦の後に国連ネパールミッションということで、日本からも自衛隊の方が6名派遣されていまして、政治的ないろいろな動きがありますが、それとはまた別の視点からの発表になります。草の根レベルの活動の中から、こういったことが行われているということで発表していきたいと思います。



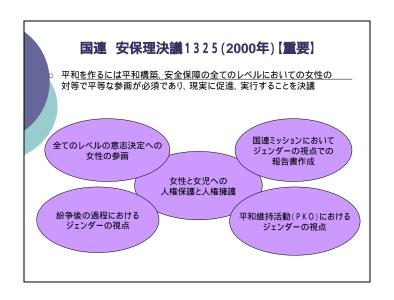
平和構築の女性の参画 トランジショナル・ジャス ティス(移行期正義)とジェ ンダー ネパール

今日お話しする内容のポイントですけれども、平和構築、紛争などが起こった後の社会の再建の中で、女性がどう参画していくのか、それからトランジショナル・ジャスティス(移行期正義)、基調講演でもお話がありましたが、正義を求めていく活動のことですね、それとジェンダー、そしてネパールという事例でお話をします。

文化的·社会的性差 比較:生物学的性差(Sex)

国によって、文化によって、時間系列によって 変化するもの

「ジェンダーとは」、御存じの方もいると思いますが、確認のために申します と、文化的・社会的に構築された性差ということになっております。



それで、大事なところですけれども、国連の「安保理決議1325」という非常に重要な決議がありまして、平和構築の中で女性の参画をすべてのレベルにおいて女性の参画を取り入れていかなければ、本当の平和を築く基盤となる社会ができないという意味で、常にこういった支援の中ではドナーとローカルNGOがネパール人を啓蒙しながらやっていっております。

トランジショナル・ジャスティス(移行期正義)とは(Wikipediaはり)

補償(Reparation):加害者に対する物質的、 象徴的補償

真実の追求:事実究明委員会(あるいは真実和解委員会とも訳される)を通して人道に反する暴力、犯罪の歴史的解明をする

加害者を裁く:法廷あるいは、それ以外の方法

法制度、社会制度の整備・改革(SSR):二度と 人権に対する暴力、殺戮を繰り返さないため、 加害者を公職からおろす(Lustration)、人権侵 害を助長させる制度を改革をする

「トランジショナル・ジャスティス」、これは、「移行期正義」もしくは「移行期の司法」と言われております。幾つか特徴がありまして、一番目に被害者への補償。つまり、被害者に対する金銭等の物質的、また象徴的な補償。それから二番目に、「真実の追求」、例えば、勝手に連行されて、処刑されて、そのまま消息が不明になった人などがいますので、そういった人たちに対しての真実を究明していく権利とか、過去の犯罪に向き合うというところになっていきます。三番目、これは加害者を法的に裁く場合、もしくは法的な裁判以外のいろな習慣、文化的な和解の形で裁いていく。四番目は、法制度や社会制度の整備をしていく。こういった大きな特徴があります。

ネパールの説明ですけれども、人口は2,895万人。そのうちの34%が15歳以下で、64歳以上は4%という人口形態です。ヒンズー教が80%以上。それから、2008年に共和国へ世俗国家として誕生しました。平均寿命が、男性64.3歳、女性が66歳。識字率が男63%女35%となっております。こういった簡単な感じでイメージしてください。

ネパールの社会の特徴的なものとして、大きく言うとヒンズー教文化なのですけれども、非常に多様に細分化されております。それは、民族、それからカースト制度というもので、人々が非常に分断されております。民族は、大きく言うと9ぐらいになるのですが、細かく分けていきますと120近くの民族グループに分かれております。その中でカースト制度という身分制度があり、それぞれの上下関係があります。それから、首都と地方、言い換えると開発されたところと低開発地という差がありますし、さらにジェンダー関係を見ると、女性の地位は非常に低いです。また、政治家、政治レベルの話と一般国民の生活レベルに大きな断絶が見られます。これがネパール社会の特徴になると考えてください。



「ネパールのジェンダー」ですけれども、ネパールの社会というのは父権性 社会で、女性はかなりきつい労働なども任されていて、女性は男性に従うとい う立場になっています。

ネパールの紛争1996年2月-2006年11月

- 1996年2月 マオイスト人民解放軍(PLA)により蜂起、内戦
- 13,000人が亡(なる(うち、国軍による殺害は11,000人)50,000~70,000人が国内避難民(10,000~20,000と
- マオイストによる土地や財産の没収、村・地方の行政の建物の破壊(43%村役場、学校等破壊)
- 強制連行、失踪者1,619(1,234 by RNA, 331 by CPN-
- 2006年11月に政府とマオイスト間で包括的和平合意調印
- その中に軍の統合、トランジショナル・ジャスティスが含まれる
- 国連ネパールミッション(UNMIN)の駐留~2011年1月まで

「ネパールの紛争」が1996年から2006年の10年間ありまして、亡くなった人 は1万3,000人、そのうち1万1,000人は国軍によって殺害されています。これ は、マオイスト軍、人民解放軍(PLA)と政府の戦いではあったのですけれ ども、それ以前から民主化を求める国民の動きがありまして、いろいろなこと が重なってこの戦争が起こったと分析されています。国内避難民は5万から7 万、もしくは10万から20万とも言われています。それから、それぞれの村役場 とか学校などが破壊されたり、あと強制連行、失踪者の数が1,619名。これは、 1,234人が国軍によって連行されて、失踪したままです。残りの331名がマオイ

スト軍によって連行されて失踪しました。2006年に包括的和平合意が調印されて、それから暫定政府ができ、国連ネパールミッション(UNMIN)が入り、今、憲法をつくるための制憲議会とともにいろいろ動きがあります。

ちょっと繰り返しになりますが、首都対地方、また王政(上位カースト)対 民主化、カースト制度に対する反対、少数民族や女性に対する差別、そういっ たもののいろいろ鬱積したものから紛争に導かれていった。戦闘自体は、地方 で局部的に行われていたのですけれども、いろいろな恐怖から地方の村から首 都へ逃げて来る国内避難民が多数発生しました。先ほどの強制失踪者と呼ばれ る人たちは2001年以降にたくさん出ました。これは、特に国軍が強制連行した というのがあるのですけれども、肝心な点は、加害者はいまだにだれも処罰さ れていないということです。



「ネパールの紛争と女性たち」ということで、女性たちがどういう役割を演じたかということをお話しします。これは、サリー・ソルジャーズという映画から取った写真が幾つかあるのですが、マオイスト軍にも女性が30%と言われています。真ん中のマイクを持った女性は、民主化運動の学生リーダーが女性でした。右側は、娘が連行されてしまったダリットの女性で、左の方はマオイストの女性兵士です。写真にはありませんが、国軍にも女性兵士がいます。左下は村の老婆。こういったように、女性たちも多様な形で参加したり影響を受けてきました。

紛争後の問題

- 被害者への補償
- 加害者への責任追及
- 国軍とマオイスト軍の統合問題
- マオイストに没収された土地や財産返還の問題
- 国内避難民の問題(物心両面のリハビリ、村への 帰還等)
- 子ども兵士の社会復帰
- 失踪者の問題
- 急増した寡婦の問題
- 紛争孤児の問題

「紛争後の問題」として、補償の問題、加害者への責任追及、軍の統合問題 や没収された土地、財産返還の問題、それから国内避難民の問題ですね、リハ ビリ、村への帰還など。あと、子ども兵士がたくさんいましたので、社会復帰 の問題、それから失踪者の問題、急増した寡婦の問題、夫を亡くした人ですね、 それと紛争孤児の問題などがあります。

ネパールにおける女性の参画(紛争後)

- 人民解放軍(PLA女性兵士)を国軍への統 合可能性(約4000人)
- 国会議員(17%)
- 軍隊、警察(少数民族、カーストとともに)
- NGOの活躍

(被害者当事者と被害者を支援する側)

○ 弁護士、ジャーナリストの活躍

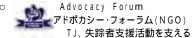
ネパールにおける女性の参画ですが、紛争の後、人民解放軍が国軍へ統合することになっています。30%は女性と言われていまして、今は登録された中では4,000人ぐらいの女性が登録されています。国会議員は、今17%が女性になります。軍隊、警察それぞれ、紛争の後、女性たちを積極的に取り入れるということで、幾つか数字が上がっております。例えば、警察の場合は439名ですが全

体の7.3%となっています。国軍の場合は、今、全体で1,070名ですけれども、 国軍自体が9万人余りいますので、これも数字はちょっと少ないですが、昔よ り増やしてはいます。女性たちがNGOを立ち上げたり、当事者、被害者とし て活動したり、弁護士やジャーナリストの活動も目覚ましくなっております。

女性の参画 二つの事例から

● WHR(NGO) (寡婦の人権団体) 全てのカースト女性(寡婦) 国軍、マオイスト、その他含む 国内避難民寡婦の支援





o TJ&Gender Network(NGO,INGO,UN等)

私の方で御説明させていただく二つの事例というのは、分断されたネパール社会の中で、そういったカーストや、マオイスト側だったり、国軍側だったり、全然違う、反対側の人たちが、そういった違いを乗り越えて協力し合っている事例ということで、二つのNGOの紹介とネットワークの紹介をさせていただきます。実は、これは、私が2年間働いていたという経験から、それに基づいて話をさせていただきます。

一つは、WHRという寡婦の人権団体。この寡婦というのは、ヒンズー教文化において非常に差別を受けます。カーストにかかわらず差別を受けるということで、NGOを当事者が立ち上げ、全国に支部を作って頑張っているところです。これは、国軍の妻だったり、マオイストだったり、あとカーストの低い人もすべて含まれております。

もう一つはアドボカシー・フォーラム (AF) といって、弁護士の人が主宰 している、特に失踪者の支援活動を支えているところです。

最後にそのネットワークというものがありまして、これも後で紹介していき ます。



まず、WHRですね。1994年に設立されて、75郡中54郡にありまして、若い寡婦が多いということと、寡婦の状況ですが、子どもが平均3~4人いるということです。国内避難民で20%が去っていっていると。それから、こういった識字率の問題だったり、高等教育が余り受けられていないといった寡婦の団体ですが、こういう活動をしていました。



国内避難民の寡婦のためのリハビリと統合プロジェクト部門というものがありまして、私は、そこで2年間責任者として仕事をしまして、国内避難民としてカトマンズ盆地に住む寡婦の人たちの聴き取り、それからスタッフと一緒にカウンセリングや職業訓練、法律相談、各支部への連携などをしたり、報告書を作っていく、そういった活動をしてきました。

その中で一つ、国内避難民として首都に逃げてきた女性たちは、村に戻りた

いという人がほとんどいなかったのが特徴的でした。というのは、村に帰ってもマオイストが怖い、家も壊されたままで、土地も占有されているなど、いまだに和解が進んでいない面と、教育の機会や仕事の機会が首都の方が多いので、どうしても村に帰るとそういう仕事の機会がないので、残りたいという人が多かったということです。そのような状況で金銭的な補償を求めていくことに比べて、正義を求めていく活動をするというのは、現実的には非常に厳しいことでした。

マイナ・スナール失踪事件

- 母親のデビの必死の捜索
- AFの協力
- 国際社会のプレッシャー
- 2004年連行され、拷問殺害
- 主犯者はまだ処罰されてないどころかPKO要員として派遣されている(バスネット将軍以下3名)

もう一つ、アドボカシー・フォーラムというネパール人の主宰するNGOですが、マンデラ・シャルマさんという弁護士が代表です。この人はバフンと言って最上級のカーストの人ですが、非常に志が強くて、この「マイナ・スナール失踪事件」というのがありまして、当時15歳の少女が、カブレという村から夜、マオイストのスパイだと嫌疑をかけられて国軍に連行されて、そのまま帰ってこなかったんですね。実際はマオイストでも何でもなかったのです。この子のお母さんのデビさんが必死に捜索をしたものの、全部門前払いを食らいますが、そのうちアドボカシー・フォーラムの方につながりまして、一緒に捜索をしていき、忍耐強く丁寧に捜索をしていきます。2年かかって、最終的には、実は国軍のPKOトレーニングセンターみたいなところがあるのですけれども、そこの近くで拷問されて、すでに亡くなってしまって、埋められていたということがわかりました。しかし、これも国際社会にプレッシャーをかけられて、どういったプレッシャーかというと、ヒューマン・ライツ・ウォッチという国際NGOがありまして、そこがパートナーになっていますので、そちらの方から非常に支援をもらって、国際的な世論を起こして、国軍が協力せざるを得な

い状況をつくり出し、最終的にはそこまで突き止めたのですが、主犯者はわかっているのですけれども、処罰をされていない状況になっています。

移行期の正義とジェンダーネットワーク(T J & G e n d er Network) 分断 = > 融合

- 国連人権高等弁務官事務 所(OHCHR)とICTJ主導
- 目的:移行期の正義の取り 組みに、ネパール女性たち (特に紛争被害者女とれ 参加を促進すること、それ によって、新しい憲法作成 などに、シェンダー平等を促 進するをめ。



 参加団体:(国連関係、国際NGO,ネパールNGO)、 OHCHR,ICTJ、AF、WHR, Equal Access,ICRC, Care Nepal, UNIFEM, UNIFEM

この「移行期の正義とジェンダーネットワーク」というものが、国連OHCHRと、ICTJというのは、インターナショナル・センター・フォー・トランジショナル・ジャスティスと言って移行期正義のNGOがあるのですけれども、そちらが主導で、ネパールの地元のNGOを巻き込んで、緩やかな感じで、このトランジショナル・ジャスティスをどう進めていくか、特に女性の被害者の視点から、また被害者を支援する人たちみんなで、どうやって進めていくか、今後どういった取組みができるかという意見交換や、共同の行動計画の作成などをする場でした。月に一度ほど定期的な会合を持っていまして、今、ちょうど政府が新しい憲法をつくる作業を行っているところですので、そういった面からも、よりよい社会を構築するためには、是非こういった過去の犯罪にきちんと向き合って、被害者や女性の視点をきっちり入れて正義を追求していこう、同時に法の支配を強めて社会を変革しようという、そのための会合だったんですね。

OHCHR主催だったのですけれども、政府からOHCHRのマンデートを縮小するようにと圧力があったのがこちらにも影響し、途中頓挫してしまったのですが、その後、さまざまなところで地元のNGO、ネパールのNGOが主導的に動いていろいろなネットワークを自発的に展開しております。当然、国連が関わる前から自分たちの運動はあったわけですが、それが場を提供されて結びつきを多くもったと言えます。

現在の動きの一つですけれども、被害者支援のNGO主導のネットワークということで、ソリダリティ・キャンペーン・フォー・ジャスティス、正義に向

かっての連帯ということで、各14郡の役所の前に座り込みをしてアピールをしていく、そういったものをやったり、それぞれまた動きが出ております。ですから、国際社会によってトランジショナル・ジャスティスという新しいコンセプトが取り込まれてきたのですけれども、やはり現地の人は現地の人として、被害者当事者だったり、被害者を支援する人たちだったり、そういう人たちが、自分たちなりに時間をかけてこういうふうにやっていこうと手を取り合って、いろいろな違い、カーストの違いや主義主張の違いを乗り越えて、被害者という点で手をつないでいる動きが今、出ているということは非常に画期的なことだと思います。

女性たちが正義を求めていく意義とは 女性、カースト・少数民族、寡婦、(もっとも地位の低い、人権侵害を受けやすい集団)が正義を求める ジェンダーバランスが変る (女性全体の人権擁護の事例ができることにより次が繋がる) 不処罰の文化に挑戦すること=法の支配を強める(少しずつ) 法の支配が強まる=暴力のサイクルが止まる 永続的な平和的な文化の定着、平和の構築に繋がる

女性たちが正義を求めていく意義ですが、ネパール社会においては、特に女性、カースト・少数民族、寡婦というのは、最も地位が低い人たちです。人権侵害を受けやすい団体が正義を求めていくということは、ジェンダーバランスが変わる。これは、女性全体の人権擁護の事例ができることにより次がつながっていく。そして、不処罰の文化というのがあるのですけれども、だれもまだ処罰されていないという、これはカースト制度にも非常に基づいていまして、カーストが上の人は、罪を犯しても処罰されないという暗黙の了解がネパール社会の文化の中には根強くありまして、それが、いわゆる法の支配というものに反対のことで、これを不処罰の文化といいます。この不処罰の文化に挑戦することによって、法の支配を少しずつですが強めていけるのではないかと思います。そして、この法の支配が強まることによって、暴力のサイクルが止まる。これは、単純な構図ですけれども、勿論、いろいろな課題とか現地の状況がありますが、少しずつそういった平和のための土壌がつくられていくと思います。それで、永続的な平和的な文化の定着、平和の構築につながると思うのです。

結論ですけれども、女性の平和構築における参画が意味するものは何か。これは、分断から融合への共生社会の土壌をつくっていく。当然、その正義を求める以前の問題がネパールにはたくさんあるのですが、それを度外視して文化いを超えて、平和を築いていこうとしてつながる社会、同時に不処罰の文化への挑戦、法の支配の強化になると確信します。これは、戦争体験という大変悲しい経験が、新しい社会へ生まれ変わる時のある意味、格好のチャンスと捉えることができると思います。正義か安定か、これは永遠の課題でして、和解をどう進めるかというのは、やはりそれぞれの当事者の国の人たちが決めていくことだとは思います。難しいけれども、支援していくことは重要だと思うんですね。すぐには裁判とかができなくても、将来のために捜査をきちんと、できるだけ早くやるとか、意識して記録を残していくというのは非常に大事な活動ではないかと私も仕事を通して思いました。女性やカースト、寡婦、性暴力の被害者というのは少数派に属しますけれども、この人たちが正義を求めていく運動を起こしていくことによって、非常にインパクトがあると思います。

もう一つ、「国際社会として、日本として」、どういうことができるのかなと思ったときに、平和構築における女性への支援というのは、時間はかかるかもしれませんが、非常に有益ではあるのではないかと思います。そして、それは勿論、オーナーシップという話が先ほどもありましたけれども、当事国、当事者と常に協議をして決めて進めていくこと、そして、日本が、例えば政府が大々的にはできないとしても、NGOを通したり、さまざまな形で協力作業などが可能ではないかと思います。

それではここで私からの発表を終わります。御清聴ありがとうございました。 (拍手)

○吉崎室長

ありがとうございます。現地における豊富な経験を踏まえて、特にネパールにおける女性の地位の問題、また伝統的な価値と国際的な普遍的な価値である法の支配とのせめぎ合いの問題、そういった一つのセッションだけではカバーできないような重い問題提起をしていただいたような気がいたします。

それでは、本セッションの最後になりますけれども、「タイ・ミャンマー国境の事例より」ということで、「被害者の再被害者化」という新しい概念、どちらかというと犯罪心理学などの概念かと思いますが、津矢田絢子研究員の報告をお願いしたいと思います。津矢田さんは、津田塾大学を卒業後、エジンバラ大学にて犯罪学の修士号を取得されまして、その後、外務省本省にて世界銀行の担当のインターンを経験されまして、それを経まして、在タイ日本国大使館の政務部で専門調査員としてお勤めになり、タイ内政のフォロー・分析を行

われました。同じく20分でお願いいたします。

○津矢田絢子 国際平和協力研究員

御紹介ありがとうございます。津矢田絢子と申します。早速始めさせていた だきます。

「被害者の再被害者化~タイ・ミャンマーの国境の事例より」でお話させていただきます。



0

第二回国際平和協力シンポジウム

第1セッション: 国際平和協力~周縁にある人々の視点からの考察~ 『被害者の再被害者化~タイ・ミャンマー国境の事例より』

> 平成22年10月8日 内閣府国際平和協力本部事務局 研究員·津矢田絢子

問題意識:

▶ 被害者の視点

紛争の被害者

「平和プロセスは、被害者に対する過去及び現在も続く虐待行為に係る正義が保証されなければ、危険に陥ることになる」(ナヴィ・ピレイ国連人権高等弁務官、2009年3月22日)

▶ PKO要員や人道支援者による人身取引への関与

DPKOの政策文書 (Policy Paper)の中で、PKO要員による人身取引への関 与に関し、その問題を指摘。(Human Trafficking and United Nations Peacekeeping, DPKO Policy Paper, March 2004. バラii)



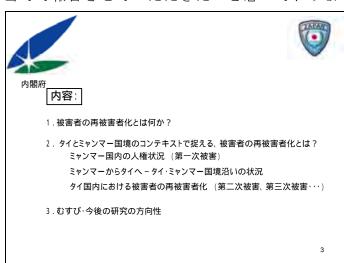
紛争や自然災害から生き延びた人(=社会的弱者 =被害者)に対する搾取の動き(=再被害者化)

2

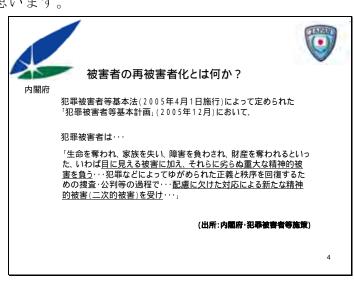
まず、私がふだんずっと思っている問題意識というのが二つございます。一つが、被害者の視点。これは犯罪学を勉強していましても、被害者の視点というのは常に大事なものです。PKO事務局に勤務させていただいている間に、いろいろな方々から見聞きすると、紛争が起こると、多くの国民が被害を受けて、紛争によって家が焼き討ちに遭い、土地を喪失し、また、社会サービスへのアクセスが不可能になるといった様々な不安定な状況に被害者が置かれるということが常にあります。つまり、紛争被害者の視点も同様にとても大事だと思います。この点に関し、ナヴィ・ピレイ国連人権高等弁務官が、「平和プロセスは、被害者に対する過去及び現在も続く虐待行為に係る正義が保証されなければ、危険に陥ることになる」ということも言っていますし、被害者の視点というのは、平和構築の中でも大事だと言えます。

次に、二点目は、よく言われているのですけれども、PKO要員や人道支援者による人身取引への関与です。DPKOの政策文書の中にも、PKO要員による人身取引への関与に関して、その問題を指摘しています。最近の例ですと、ハイチにおきまして、救援団体、教会関係者などが、自然災害で生き残った子どもたち、人々を人身取引したり、不法な養子縁組を行ったりする事例がユニセフからも報告されています。こうした紛争や自然災害から生き延びた人というのは、既に社会的弱者であり被害者である。そういう人たちに対して、それ

を搾取しようとする動きがある。つまり、被害者の再被害者化と言え、本日は 被害者に焦点を当てて報告させていただきたいと思っております。



本日の内容ですが、三点で構成しました。まずは、被害者の再被害者化とは何か。日本国内ではどういうふうに理解されているか、扱われているかということを簡単に御説明しまして、二つ目に、被害者の再被害者化を対ミャンマー国境のコンテキストで考えた場合に、どういう状況になっているかを見ていきたいと思います。後ほど詳しく御説明しますが、ミャンマーは現在、軍事政権下にあり、ミャンマーの国内の人々が人権侵害を受け弾圧されている状況が続いている。そういう意味で、国民は、第一次被害を受けている。こうした国民の中には、よりよい生活を求めて隣国へ逃れようとする者がいます。ミャンマーからタイへ人が移動してきていて、やっと移動してきた。そこにまた彼らを待ち受ける問題、「タイ国内におけるミャンマーから移ってきた人に対する人身取引の問題」があります。そして最後に、むすびと今後の私の研究の方向性を述べたいと思います。



日本国内で被害者の再被害者化というのはどのように理解されているかですけれども、犯罪被害者等基本法によって定められた「犯罪被害者等基本計画」において、「犯罪被害者、生命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるといった目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負っている。……犯罪によってゆがめられた正義と秩序を回復するための捜査・公判においてでも……配慮に欠けた対応による新たな精神的被害(二次的被害)を受ける」と理解されています。

では、これをミャンマー・タイの関係で見た場合に、どのような被害者、再 被害者化があるかということを見てみたいと思います。



まず初めに、タイ・ミャンマーの位置を地図で確認してみましょう。国境がこのように長く接しております。そして、ミャンマーの軍事政権によって人権侵害が行われ、ミャンマー国民が、タイへ流れてきています。今回の発表では直接は関係ないのですけれども、タイ・ミャンマーと言いますと、ラオスも加わってゴールデントライアングルということで有名でして、ここでは、川を隔ててミャンマー、ラオス、タイが、国境がこんなに近く接しておりまして、ここで薬物の売買、人の売買なども行われているというような地域にあります。このあたりのことについて、これから御説明していきます。

具体的にミャンマーの国内の状況ですけれども、NGO等によって確認されている事象と国連文書においてどのような報告がされているかを見ていきたいと思います。

ミャンマーの国内の状況~具体的事実・国連文書など

1988年、全国的な民主化要求運動が起こるが、国軍が鎮圧、その後、政権 を掌握。1990年の総選挙で敗北したが、民政移管を行わず、現在まで政権 運営を続ける

キンタナ国連人権特別報告者 人権侵害はとても深刻である。例えば、拷問、略式で恣意的な処刑、強制 労働、女性の虐待や表現の自由の制限など。」(1996年第4パラ(C)) 広範囲かつ組織的に人権侵害が(政府によって)行われており、注意が必要」、「2,160名以上の政治犯が公正な司法を受けられずに非衛生的な 監獄に収容されている」(2001年P.10~P.11、2009年P.22) Į,

国連人権理事会へ報告:国連に対し、国際刑事裁判所のローマ 規程上における人道に対する罪又は戦争犯罪に匹敵する可能性 があるとして、審査委員会の設置を勧告。(2010年3月、第121 及び122パラ)

【指煙(UN)】

後発開発途上国(LDC)(2009年) 人間開発指数(138番/182カ国)(2009年)

まず、歴史的背景としましては、1988年、全国的な民主化要求運動が起こる が、国軍がそれを鎮圧、その後、政権を掌握。1990年の総選挙でその政権は敗 北したにもかかわらず、民政移管を行わないで、現在までも政権運営を続けて います。

そして、キンタナ国連人権特別報告者によると、ミャンマー政府の中では、 人権侵害はとても深刻と判断しています。具体的には、拷問や略式で恣意的な 処刑、強制労働、女性の虐待や表現の自由の制限などが行われていること、広 範囲かつ組織的に人権侵害が行われていること、また、2,160名以上の政治犯が、 公正な司法を受けられずに、非衛生的な監獄に収容されているというようなこ とを国連に報告しています。そして、一番最近の国連に対する報告の中では、 国際刑事裁判所のローマ規程上における人道に対する罪又は戦争犯罪に匹敵す る可能性があるとして、審査委員会の設置を勧告しています。

あとは、ミャンマーの国内の貧困度がどれぐらいかですけれども、UNの指 標によりますと、後発開発途上国の中にも数えられていますし、人間開発指数 においても、182カ国中138番目というような状況になっています。

こうした具体的記述の国連文書の報告のほかに、人権擁護団体はミャンマー の情勢を今どのように見ているかをご紹介します。

ミャンマーの国内の状況~人権擁護団体の報告

▶ アムネスティー・インターナショナル(1992年"Myanmar: No law at all"P.24) 政府主導のプロジェクトに対する強制労働(駐屯地・鉄道敷設・ラカイン州におけるエビの養殖や竹林伐採など)。タイ国境沿いのアウンパン(シャン州)とロイコー(カヤー州)間鉄道敷設にあたっては、30**万人が強制労働**させられ、ロイコーで働いていた**多くの囚人が、東さと鍛えですくなった。**

▶ とユーマン・ライツ・ウォッチ (2009年 *生死をさまよう人々*P.6~P.7) 1991年、ビルマ国軍がロビンギャを排斥。これによって25万人以上のロヒンギャが、隣国へ逃れた。ビルマ国軍は数百人を殺害し、部隊は村落を破壊・焼き討ちして進軍し、人々を強制的に排除。超法規的処刑も珍しくない。強制労働と財産の没収が日常的に行われている。ロヒンギャは、村落間を移動するときでも、そこに駐留する国軍部隊から許可を取得しなければならず、こうした措置によって、雇用の機会、教育、商業活動が制限されている。(ビルマ国軍は)ロヒンギャにたびたび人権侵害を行ってきたが、ロヒンギャの法的地位の欠如を理由に責任を問われずに不処罰のままに放置されている。

▶ とユーマンライツ・ナウ(2010年8月25日号、社会新報)「女性への性暴力は、兵士が性的な欲求を満たすのではなく、国民を服従させるための手段として、軍の指令の下で行われている・・・少数民族地域の女性はもちろん、ビルマの中心地域たちの女性にも被害は及んでいる・・・(被害女性たちは屈辱的な体験をなかなか口にしなかったが、ようやく状況を語るようになり、それを報告書にまとめ政府に提出したが)ビルマ政府は、自分達は一切関与していないと否定。

アムネスティー・インターナショナルの場合は、政府主導のプロジェクトに対する強制労働が行われている点を挙げています。具体的には、鉄道の敷設に当たって30万人が強制労働させられ、そこで働いていた多くの囚人が寒さと飢えで亡くなったと報告しています。

次に、ヒューマン・ライツ・ウォッチがどのように報告しているかですが、1991年にビルマ国軍がロヒンギャを排斥したことがあります。このロヒンギャは、ミャンマーに住む民族で、ビルマ国軍から常に人権侵害を受けています。具体的にどのような侵害を受けたかといいますと、ビルマ軍は、ロヒンギャ数百人を殺害し、部隊は村落を破壊・焼き討ちして、人々を強制的に排除、超法規的処刑も行い、強制労働と財産の没収を日常的に行っていると報告しています。また、ロヒンギャが国内を移動しようとするときは、国軍から許可を得なければならず、こうした措置によって、ロヒンギャは雇用の機会、教育、商業活動が制限されていると、ヒューマン・ライツ・ウォッチは報告しています。

最後に、ヒューマン・ライツ・ナウは、女性への性暴力に関して、それは兵士が性的な要求を満たすのではなく、国民を服従させるための手段として女性への性暴力を行っているというようなことを報告しています。

このように、国連の文書もそうですが、人権擁護団体の報告書も含め、ミャンマー政府による人権侵害というのが行われているということが分かります。 そして国民たちはこうした状況から生き延び、よりよい生活、人間らしい生活を求めて隣国のタイなどに人が流れるというような構図ができ上がってきています。

では次に、タイとミャンマーの国境の状況がどうなっているのかを見ていき たいと思います。



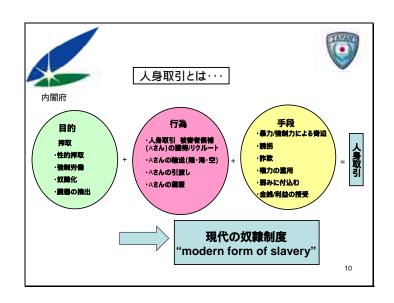
国境に沿って、ミャンマー人がタイへ入って来るのによく使われる三カ所があります。一つ目のこのラノーンに関しましては、タイの南の方で私は行ったことがないのですが、このほかの二つは行ってきました。一つがメーサイというところで、もう一つがメーソットというところです。この写真からもお分かりになると思いますが、向こう側がミャンマーでこちら側がタイで、橋が架かっていて、小さな川が隔てていて、とても近い距離にあります。人も歩いて渡ったりしていて、結構国境が緩いなという印象だったのですけれども、ここを中心に、ミャンマーの人がどんどんタイの国内に入ってきているというような形になっています。また、国境沿いにあるミャンマー側の町(タチレク)とタイ側のメーサイに住んでいる人に関しては、特別パスというものが発行されており、それを持っていれば、いつ何時でもお互いに自由に行き来できるというような、非常に緩い国境管理となっています。



では、そこの状況ですけれども、今は9つの難民キャンプ、約10万5,000人がミャンマーから逃れてきています。そのほか、タイ国内で移民労働者が100万人以上いると言われていて、タイのミャンマー国境沿いのメーソットにおいては、既に人口の半分以上がミャンマー人であると言われています。そういうところは車の部品工場や縫製工場が多いと言われていて、こういうところでミャンマー人は働いていると言われています。

ミャンマーの人たちは、タイに入ると、大抵は工場の雇い主から身分証明書などを取り上げられてしまいます。低賃金で働かされ、身分証明書がないから保険医療なども受けられないというような脆弱な立場に陥っています。こういう人たちに対して、更なる搾取・人身取引を行うというような構図ができ上がってきています。

では、タイでどのような人身取引が行われるかですが、その前に、簡単に人 身取引とはどういうものかということを説明します。



人身取引とは、その目的ですけれども、必ず搾取の目的が必要です。その搾取の目的とは、性的搾取、強制労働、奴隷化等を含みます。その搾取の目的のために行為がありまして、人をリクルートする、獲得する、そして受け渡すという行為があります。そして、そのときに手段として、暴力、誘拐、詐欺、権力の乱用、弱みにつけ込むということがあり、この三つがそろって初めて人身取引と言われます。ちなみに、この人身取引というのは、「現代の奴隷制度」と言われています。

平成 22 年 10 月 8 日





タイ国内で確認された人身取引の例

内閣府

> 自動車部品工場で働いたミャンマー人(2009年2月、インタビュー) タイで、いい仕事があると誘われ、タイにやってきた。着いた場所は、工場。工場に着くや否や、身分証明書を取り上げられた。そのため工場地から外に出る時には、いつも注意しなくてはならなかった。何故なら、警察が職務質問と見せかけて、賄賂を要求してくるためである。工場内の部品を作る機械は、手を巻き込み易く、自分は、人差し指を切断した。腕一本を無くした者もいる。賃金の未払いが続き不安な日が続いた。

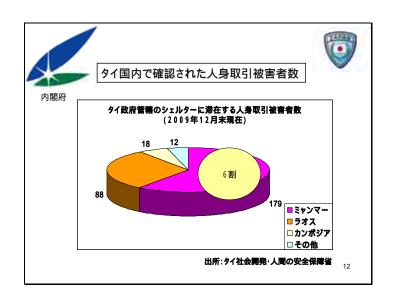
> カレン族の青年(2010年チェンライ県、インタビュー) パンコクへ出稼ぎに行った。予め、友人から働き口(レストラン)を紹介してもらっていた。夜行パスでパンコクに向い、モーチット・ターミナル(パンコク)に着いた。どうやってレストランまで行ったらいいか迷っていたら、ある男性に行き先を聞かれ、行き先を言うと「連れて行ってやる」と車に乗った。着いた先は、漁船であった。3ヶ月間、一度も船から降ろされることなく毎日働かされ、食料はほとんどなく、水をたまに飲めるだけであった。反抗して海に落とされ死んだ者も何人もいた。

では、この人身取引がタイ国内でどのように行われているか、2つの例をご紹介します。

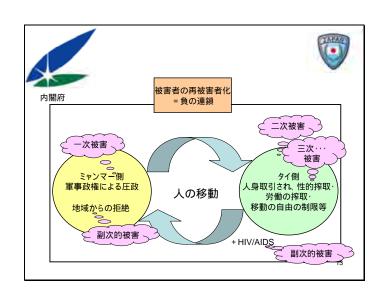
一つ目は、自動車部品工場で働いていたミャンマー人ですが、ミャンマー国内のブローカーに連絡を取って、タイでいい仕事があると誘われ、タイにやってきました。着いた場所は工場で、工場に着くや否や、身分証明書を取り上げられ、そのために工場地から出るときは、いつも注意しないといけない。どうしてかと聴くと、なぜなら、警察が職務質問と見せかけて賄賂を要求してくるからと言います。警察官は、本来だったら捕まえることもできるが、その代わりにカネを渡せ、と言ってくるようです。工場の中の部品をつくるための機械ですけれども、ローラーとかがむき出しの状態で非常に危ない。手を巻き込みやすく、彼自身は人指し指を切ってしまった。腕1本なくした者もいる。それでも賃金は未払いの日が続いて、不安な日が続いたというようなことを言っていました。

二つ目の例ですが、カレン族の青年で、タイ北部のチェンライ県の出身ですが、バンコクへ出稼ぎに行った時のことを話してくれました。あらかじめ友人から働き口(レストラン)を紹介してもらい、夜行バスでバンコクに向かって、バンコクのバスターミナルに着きました。このバスターミナルはモーチット・ターミナルと言いますが、大体北部・東北部の人がバンコクへ出稼ぎにバスでやってくる時、必ずこのモーチット・ターミナルに着きます。バンコクでは北への玄関口と言われていて、北部・東北部の出稼ぎ者がみんなここに集うという場所です。彼も、そこに着きました。どうやってレストランまで行こうかと迷っていたら、ある男性に行き先を聞かれ、行き先を言うと、そこに連れて行ってあげると言われました。車に乗ったら、着いた先はレストランではなくて漁船であり、3カ月間その船から一度も降ろされることなく毎日働かされ、食

料はほとんどなく、水をたまに飲める程度であった。反抗する者は海に落とされて殺されてしまうというような状況であったそうです。



タイ国内では、タイ政府がやっている公的シェルターが9つありますが、そのメインシェルターに入っている人身取引の被害者の数を集計してみますと、この図のようになります。 全体の297名のうちの179名に関してはミャンマー人であり、約6割を占めているという結果も出ています。



このように、今まで話してきたことを図にまとめてみますと、まず、ミャンマー側で軍事政権の圧政によって人権侵害を受け、タイへ移動する。そして、タイ国内で人身取引、性的搾取や労働の搾取といった被害に遭う。一次被害、二次被害、三次被害と被害が重なり、更には、移民労働者の場合だと、つかま

った場合は強制送還があります。そういうときに病気にかかっていて、HIV / AIDSにかかったまま帰国し、帰った先の地域からも拒絶されてしまうといったような負の連鎖、被害者が再被害者化されていくというような構図が見えてくると思います。



最後になりますが、私は本日、その人権被害を一次被害として、その後、国境を超えて人身取引をされ二次、三次の被害が広まる、そこには副次的な被害も加わってきて、トラウマであったり、エイズにかかったりとかということもある。これをすべて負の連鎖と呼び、被害者の再被害者化と御説明しましたが、これは、紛争下においても、土地の喪失や家の焼き討ちなどに加え、更に人身取引されというような、いろいろなところで被害者の再被害者化というものが起きていると思っています。

今後の研究の方向性ですけれども、こうした被害者の支援をどうしていったらいいかということを研究していきたいと思っています。私自身は、タイ国内の人身取引被害者のプロジェクトを幾つか見せていただいていますが、そこから感じることは、5年とかそういうものではなく、もっと長期にわたった支援をするという視野、職業訓練、心理的サポート、経済的支援など、様々な支援をもっと複合的にやっていくが必要ということです。また、その被害者が山岳民族であった場合などは、彼らは独特な文化・風習などを持っていると思うので、そういう人たちの文化・風習を大切にした支援も必要と感じます。こういったものをすべてうまく取り入れて、被害者が再被害者化しないためにどうしたらいいかということを考えていきたいと思っています。

もう一つは、これは全く新しいのですけれども、平和構築と犯罪組織による 人身取引の関係、お互いにどのような影響を与えているのか、あとは、それを

どういうふうに予防・取り締まりしていったらいいのかということも勉強していきたいと思っています。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○吉崎室長

ありがとうございます。紛争後の社会において、ガバナンスが失われた場合には、暴力の連鎖ないしは、発表の中では「負の連鎖」という表現がございましたけれども、犠牲者の保護というものがなかなかうまくいかない現状がございます。今回の報告では、特に今回の事例は、必ずしも情報がたくさんある事例ではございませんが、現状、現場での経験を踏まえた上での情報を提供していただいた報告になりました。

3人の報告は、議長にとっては非常にありがたくて、時間ぴったりで、20分ずつ、3本1時間となりました。

それでは、引き続きまして、この3本の報告につきまして明石先生の方から コメントをちょうだいしたいと思います。15分ぐらいでお願いできますでしょ うか。

〇明石 康 財団法人国際文化会館理事長

新野さん、与那嶺さん、それから津矢田さんによるそれぞれ力のこもった報告が行われまして、やはり国際平和協力研究員のやっておられる勉強は、それぞれ大きな幅と深さがあるなという感じを深めました。

三つのそれぞれ異なる報告が行われまして、まず、新野さんの自衛隊についての国民の認知とか認識に関する報告は、ここにおられる皆さんにとっても恐らく関心事であったと思います。我々が日本による国連の平和維持活動への支援を考えてみても、ここにおられる人たちにとっては、日本の協力ぶりがまだまだ足りない、生ぬるいなという感じを持たれる方が多いことだと思いますし、私もその一人です。その基底にあるものは、まさに幅広い国民の理解度の足りなさということが大きな背景をなしているわけで、その意味で、この新野さんの調査報告は、何をやれば、どうすればそういう事態が変えられるかという。設問の前提になるものなので、非常に興味深かったと思います。

男性に比べて女性の認知度が非常に低い。つまり無関心が非常に大きいということですね。それから、男の場合も女の場合も、20代が最も無関心度が高いというのは、私にとってちょっと驚きでしたし、これでは困るなという感じを強く持ちました。

新野さんがおっしゃるように、こういう事態を変えていくためには、何とかいるいろな形でこの対象になっている人たちの問題への関心を高めるしか仕方

がないと。また、その点で、ジェンダーアプローチを加味すべきであるという のは、大変よい示唆だと思います。

実は、私自身のことをちょっと申し上げますと、2~3カ月前に防衛大学校で3日間にわたってPKOに関する集中講義をやる機会がありました。この講義に参加した防衛大学校の学生は、大学院レベルであり、年齢的にいいますと20代後半から30代前半にかけてで、この人たちのかなりの数の人が、クウェートとかイラクにおける自衛隊活動に参加した人で、私は、この人たちの問題意識が地に足の着いたものであり、具体性を帯びた鋭い質問とかコメントをしてきますので、手応えが非常にありました。そのうちの5%くらいでしょうか、女性の自衛隊員であって、男性に劣らない問題提起、鋭い質問をしていましたので、一般的な日本全体の女性の認識度、認知度の低さというものが、自衛隊内部の女性に関する限り、余り適用できないなという感じを持ちました。ちょっと御報告を申し上げます。

二番目の与那嶺さんの報告は、ネパールにおける平和構築という大きな問題、 またカースト制度に悩まされている地方における場合、対象は女性であります けれども、問題が非常に深刻であることが、この報告で如実に示されました。

実は、私はネパールにおける国連の平和維持・平和構築に従事する幹部クラスの人と話す機会があるのですけれども、この人たちは、国連の政務局から派遣されていて、非常によく問題を認識しています。この問題には国内的な要因が大きいのですが、国際的な要因も大きいんですね。お隣のインドとの関係が、ネパールにおける政党に影響を与えておりますし、インドと反対側の中国との関係もある程度影を投げているように思います。そんなことで、国内的な要因とともに国際的な要因も考える必要があるのではないかと思います。

しかし、国内が圧倒的に分断された社会であり、与那嶺さんが御指摘になったように、100以上の民族があり、カースト制度も根強く存在する。マオイストに対する支持は、そういうものを背景にしているのだということが実によく指摘されていたと思います。だから、そういう根の深い問題を平和構築の一部として取り上げないならば、政治面だけを取り上げても国連活動に大変な限界が存在するだろうということが、この発表からよくわかると思います。

それから、こういう状況の中でジェンダーバランスを変えていくのが大変大きな目的であり、それをもたらすためには、不処罰の文化、いわゆるインピュニティーという歴史的に根の深いものの考え方を変えていく必要があるという指摘は、そのとおりだと思います。

それに関連して、与那嶺さんは「移行期の正義」、いわゆるトランジショナル・ジャスティスの問題に触れられました。これは、ネパールでもそうですけれども、ネパールを超えた世界的なものがあり、指摘された、南アフリカのネ

ルソン・マンデラとアパルトヘイトのときから、こういう必ずしも西欧的なジ ャスティスとは言えない、立体的なジャスティス、それがどうあるべきかとい うことについて、アメリカからラテンアメリカ、アジアといろいろな地域に広 がり、アジアでは東ティモールとか、カンボジアまでも、それぞれの国でジャ スティスがどうあるべきかというように包括的なテーマでありながら、それぞ れの国、それぞれの地域において答えが多少違ってくるという問題があります。 これは、ネパールでも大事ですけれども、いろいろな紛争地域で、どのよう にしてジャスティス、「正義」と、与那嶺さんは「安定」と言われましたが、 これを「平和」という言葉に言い換えてもいいと思いますが、平和と正義をい かにして両立させるか。正義、正義と言うならば、平和が来る日が遅れてしま うかもしれない。また、そういう正義を具体的に求めるやり方が、法的な、例 えば裁判によるものか、それ以外のやり方、アフリカのルワンダで指導層のリ ーダーを除いた多くの人たちに適用されている、コミュニティによる真実の追 求とコミュニティによる罪を犯した者への許しというものによって、コミュニ ティが再び寛容の精神で結ばれるという、各国独自の伝統と英知に基づく解決 策が探られているわけで、そういう意味では、ネパールにとっても大事な課題 ですけれども、グローバルな観点、つまりあらゆる紛争地域においてポストコ ンフリクトの国づくりの段階で課される大きな課題が、「移行期の正義」とい

三番目に、津矢田さんが克明にタイ北部ないしは北西部におけるミャンマー人の人身取引被害者の問題を生き生きと報告されたわけですけれども、津矢田さんが言うように、我々は、被害者の視点の重要性を決して忘れてはいけないのであり、また、我々は、日本がもっと本気になってPKOに参加し支援するべきだという考え方に立っているのですけれども、PKO要員による人身取引への関与と、アフリカのコンゴあたりでは、PKO要員のごく一部ですけれども、レイプへの関与ということも指摘されていますので、そういう点にも目を塞いではいけないのは当然であると思います。

うものであるという見地を我々は持っていることが大事だと思います。

また、こういうことの実態に目を向け、詳細にそれを調べて報告しているNGOがいろいろあるわけで、NGOによる情報は大事でありますけれども、人権NGOの報告を100%うのみにしていいのかということは、一つの課題であり得ると思います。

また、これは横田先生あたりからお聴きしたいところですけれども、国連の人権理事会とか、人権高等弁務官の報告についても、そういうことがある程度言えるかもしれません。ともかく、NGOの見地から被害の実態を調べ、警鐘を乱打することと同時に、どの程度、政府間の国際機関、国連のような機関による調査ないしは観察、監視、報告というものが、タイの北西部における人権

侵害行為について、行われているのか、あるいは、それは行うことができないような状況にあるのか。そういうものがあるならば、より国際世論に対する影響度が大きくなるのではないかと期待されるわけですけれども、さらに国際NGOのほかに、タイの国内NGOは、そういうことに対して何をしているのか、政府からの影響で何もできないような状況にあるかについても、今日の報告を聴いて皆さんがもっと知りたいと思ったことではないかと思います。

この3つの報告は、それぞれ力のこもった熱心な報告であり、我々に新しい知識と情報、また今までと違った観点を持たなくてはいけないことについて、強く知らせる結果をもたらたしてくれたと思います。

私の持ち時間は、時計を見ていませんでしたけれども、ほぼ15分と思います ので、ここら辺で終えます。(拍手)

○吉崎室長

ありがとうございます。

3人の報告者への明石先生のコメントに対するリスポンスは、後ほどの質疑 応答に併せてしていただければと思います。

それでは、時間が20分ほどございます。皆様との質疑応答の時間に移りたい と思います。なるべくたくさんの方の御意見と質問を受けたいと思いますので、 できるだけ質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○質問者1

最初の新野さんからアンケートに対する大変興味深い御研究があったわけですけれども、この中で、ハイチの活動についても認知度について言及されていらっしゃいますが、このハイチでの活動に自衛隊が参加したということは、これはどういう、一般の平和活動といったような一般的なものなのか、あるいは災害復旧ということに限られたものなのか。つまりこのアンケートの設問の仕方が、PKOを対象としているのか、それとももっと広い意味でやっているのか、その点がはっきりしていないと、答える方もよく理解できない面があるのではないかと思われたわけです。

また、今日見せていただいたこのパンフレット、この「平和への道」という、これは内閣府国際平和協力本部事務局が作成したものがありますけれども、それの日本が参加した一覧を見たら、ハイチは載っていないわけですね。これはどういうものなのか。時間が間に合わなかったのか、あるいは、それはPKOを対象としたものではないのだという理解なのかというようなことで、その点がはっきりしない面があるのではないかということでございます。

○吉崎室長

続きまして、お願いいたします。

○質問者2

私は国連に36年間勤めたので、その観点から与那嶺さんに御質問したいのですが、ネパールのことはよく知らないのですが、国連の現地のチームとNGOと日本の自衛隊やその他、皆さんのような方が、どんな戦略を持って、それにコンセンサスを持ってジェンダーに関することをやっておられるのか、それから、お働きになった2つのNGOは、どんなファイナンスを受けて、どんなサポートをしてもらっていたのか、そういうことをもう少し聴かせていただきたいと思います。

○吉崎室長

ありがとうございます。それでは、三番目の方どうぞ。

○質問者3

お三方というよりも、むしろ基調演説の我が親愛なる長谷川さんへの質問ということになるのですが、かねて長谷川さんが東ティモールでまさに実践しておられた平和維持の方と開発の方とオーバーラップさせた真ん中で統合させているいろな機能をやると。明石先生が最初にカンボディアのUNTACでおやりになったころから、御苦労はあったけれども、いろいろな変遷を経て、東ティモールでは、何とかそこまで国連の活動が来たということだと思うのです。東ティモールではそういうレベルですけれども、ほかのネパールのケースなどで、それがどこまで実践されているのか。そういうものは、1回ずつマンデートできちんと決められていないとうまくいかないものなのか。もう国連としては、それがある程度プラクティスとしてエスタブリッシュして、アフリカとか、今いろいろなところで行われているときにも、もう大丈夫になっているのかどうかというようなことを伺えればと思います。

○吉崎室長

ありがとうございます。あと、後ろの席の方で、どうぞ。

○質問者4

私は、新野さん、与那嶺さん、津矢田さん、それぞれに一つずつ質問があります。

まず、新野さんに対してですけれども、男女の認識に差が出たということで、

その中でも特に海外活動の部分で男女に大きな差が出たということだったのですが、男女の間で海外活動において大きな差が出た要因としてはどういったことが考えられるのかということをお伺いしたいということ。

与那嶺さんに関しては、加害者への処罰、これはマイナ・スナールさんという人の失踪事件でも挙げられていたかと思うのですが、その加害者の処罰に関して、どうやって処罰をしようとしているのか。これは、国連裁判所を用いて処罰をしようとしているのか、あるいはカンボジアの特別法廷のような国連との連携を試みようとしているのか、あるいはカンボジアの特別法廷がどうだったかというのはちょっと存じ上げていないのですが、国連側からそういった形で処罰をしようという形でアプローチがなされているのかということを教えていただきたいということです。

最後に、津矢田さんに対してですけれども、国連人権特別報告者のキンタナさんが審査委員会の設置を要請したということですが、その後どのような進捗があるのかということと、あと、ICCで裁くとしたら、規程の13条で安保理による付託になると思うのですが、P5、国連の常任理事国はこの問題に対してどのような立場を取っているのかというのをもし御存じであれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○吉崎室長

ありがとうございます。まだまだ質問はあろうと思いますけれども、時間が 限られておりますので、ここで質問を切らせていただきます。

質問がたくさん出ましたけれども、最初に、長谷川先生への質問がございま したので、最初に長谷川先生から御回答をいただいて、それから3人に回答と いう形で進めさせていただければと思います。お願いいたします。

〇長谷川祐弘教授

ありがとうございます。国連のミッションにおいて、どの程度複合的、要するにモルティディメンショナルでああいう形態を取っているかという御質問ですけれども、今、私が理解している限りは、16のUNピースキーピング、平和維持活動が展開されていると。そのうち10のミッションが複合的、モルティディメンショナルであると。その場合において、治安、要するに安全保障分野のほかに、移行期の正義とか、それから女性の参画、人権、経済の復興とか、そういう部門もカバーされていると理解しております。ただ、具体的には、各々のミッションにおいて安全保障理事会の方で具体的にその構成を決めているというのが現実です。

○吉崎室長

ありがとうございます。それでは順に、新野さん、与那嶺さん、津矢田さんの順番で、大体3分から5分の間でレスポンスをお願いいたします。

○新野研究員

ありがとうございます。3分、5分もいただいているのですけれども、そこまで説明できるかどうか。

まず、1番目の御質問ですけれども、今、私自身指摘されまして、アンケートQ4の設問につきまして、選択肢を入れることを忘れていたことに気がつきました。失礼いたしました。

ハイチの自衛隊の活動について、国際平和協力活動というものがはっきりしないとおっしゃいましたので、そこら辺のところを補足したいと思います。

国際平和協力活動、今4つのうち時限法というものが2つありまして、2つの活動については終わったのですけれども、今残っています4つのうちの2つの活動は、国際平和協力業務、そして国際緊急援助活動という2つの活動になっておりまして、1つ先に申し上げた国際平和協力業務というのは3つの要素があります。このうちの一つが、特に自衛隊にかかわってくるPKOでございまして、もう一つの国際緊急援助活動というのは、JDR、いわゆる緊急のときに災害地に派遣する、自然災害のときに派遣するJDR法に基づいた活動になります。

ハイチの場合は、日本は1月から、初めは民間のJDRだったのですけれども、その後、自衛隊が出まして、そのフォローする形でPKOの活動に350名の部隊を派遣しております。そのうち200名はMINUSTAH(国連ハイチ安定化ミッション)の方で活躍されていまして、私の設問の中ですけれども、そういう意図で返答していただいた次第です。

新しいパンフレットですけれども、これはPKO事務所の方で新しいバージョンが確かもうすぐ出るはずです。新しいものができ上がった時点で、恐らくホームページ上にも掲載されますので、ホームページからダウンロードしてください。

もう一つの質問ですけれども、男女の認識差、特にQ2で国際平和協力活動が新しい本来任務だったということの認識に関して、男女差が何でこんなに出たのかと言われますと、要因の方は、非常にいろいろなものが考えられると思うんです。これ一つ、どれか出してくれと言われても相乗効果を考慮すると結構難しい問題で、本当にここのアンケートの中でわかったことに関連して言えば、Q1で一般活動の認識で調べたとき、女性が自由想起して出してくる自衛隊の活動に、そもそも国際とか海外という言葉が余り引っかかってこなかった

というのが、恐らく一つの要因として挙げられますし、ほかにももろもろの理由があるかとは思うのですけれども、ここら辺のディテールで私も実際に調べていないので、ちょっと省略させていただきます。

今後、私の研究のフレームワークをお話ししますと、今、現実的に国民側から見える自衛隊というものの現状把握をしておりまして、このステップが終わった時点で、実際に情報発信側から何をしているのか、どういう発信の仕方をしているのかというものを双方見ていきたいと思っていまして、そこら辺の過程でもう少しはっきりしたものが見えてくるのかなと思っております。

この研究報告は、最終的に研究報告書としてまとまりまして、来年、冊子で 配布することになるかと思います。

○吉崎室長

ありがとうございます。続いて、与那嶺さんお願いします。

○与那嶺研究員

最初の御質問ですけれども、現地のNGO、国連、それから日本の方の援助団体というか、JICA等でしょうが、コンセンサスがあってやっているのかというところですが、トランジショナル・ジャスティス、この移行期正義の取組みに関して、私が知っている限りでお答えしたいと思います。

トランジショナル・ジャスティスの方は、どちらかというとUNOHCHR(国連人権高等弁務官事務所)が音頭を取っていまして、それとICTJ(International Center for Transitional Justice)がカウンターパートになっておりまして、現地のカウンターパートはアドボカシー・フォーラムという先ほど御説明した弁護士の人権団体ですが、そちらの方の3方でコーディネートしていまして、各国の主要な援助機関、あと大使館等にも声をかけて、何か大きなイベントがある場合は協力をして開催しておりました。あと、ワークショップ等でトランジショナル・ジャスティスに関しての他の国の事例紹介などを通して国民の意識を高めるため、あと被害者の人たちに対しても、こういったアプローチがほかの国でもありますよ、ネパールの方ではこういうことができるかもしれませんというふうに紹介していました。このような取り組みを、ほかのローカルNGOの人たちを集める意味でも、そういうコーディネートを国連の方が中心的にやっていました。

その中に、残念ながらJICAは余りかかわっておりませんでした。日本のNGOもほとんどかかわっていませんでした。ですから、私がどうしてそこに2年間行ったのかというと、実はJICAの青年海外協力隊(JOCV)として派遣されまして、たまたま運よくそのNGOに配属され、本当に運よくそう

いったポジションで仕事をさせてもらったことによって、日本のプレゼンスがここにもないと残念に思ったのですが、その後、JICAの方で平和構築という新しいプロジェクトをネパールで立ち上げておりましたので、このトランジショナル・ジャスティスとは若干ずれますけれども、民主的なメディアの支援という方で、JICAの方ではプロジェクトが恐らく今年から始まっていると思います。

あともう一つ、ネパール政府に対しては、勿論、そのような(トランジショナル・ジャスティスの)集まりには常に国連側もNGO側も招待をしておりまして、平和復興省の大臣等も必ず呼んでいますし、来られない場合も多いのですが、巻き込むように努力しておりました。またそれから、ナショナル・ヒューマン・ライツ・コミッションというところがありまして、これはネパール国の人権委員会のことですが、そちらも同じく巻き込むように働きかけはしているのですが、私も詳細はわからないのですが、ナショナル・ヒューマン・ライツ・コミッションのネパール側の方がOHCHRに対してちょっとジェラシーがあるというか、足を引っ張っているところがありまして、ネパールの人権問題は自分たちが解決するから出て行ってくれと何度も言ったり、そういった軋轢があったので、なかなか全面的に協力して一緒に、という感じではなかった現状がありました。

それから、私が配属されていたWHRというNGO、寡婦の人権団体のドナーというのは、各国の大使館、それから、例えばDFID(英国国際開発省)とか、それから、大使館もそうだし、勿論、ユニセフ、UNFPA、OHCHR、そういった国連関係機関、それからネパール政府からも少しだけ補助金をもらっておりまして、あとファンドレイジングを自分たちでもやっていましたが、ほとんどドナーは海外でした。プロジェクトを自分たちで書いて、プレゼンをしてプロジェクトの予算を取ってきたということです。

もう一つ、加害者への処罰に関してのことですけれども、国連が働きかけて 裁判をしようとしているのかというところですが、ネパールの場合は、包括的 和平合意の中に真実和解委員会をつくって、そういう和解を進めますという約 東事をしました。ですから、2007年に実はその法案の最終版ではないのですけれども、真実和解委員会を立ち上げるという法案を出しているんです。でも、 それはまだ最終版になっていなくて、その特徴的なものが、恩赦を与えようというトーンが非常に強くて、それで、勿論裁判所、例えばほかの国みたいに、 地元で、地元の村とかでみんなで話し合いをして和解を進めていくとか、そのようなオルタナティブな和解があるわけではなく、そういったものとかもすべて置いておいて、とにかく恩赦を与えようというトーンが非常に強いということで批判されていまして、まだそこは触れられておりません。

それで、もう一つ、被害者の人たちは、今度は自分たちで、自分たちプラス国際的なNGOとか国連とかの支援を受けて調査をして、書類をつくって裁判所に出して、裁判所で、例えばさっきのマイナ・スナールさんの場合だと、実は裁判所の方から、処罰を与えなさい、これは罪ですよと判決が出ているんですね。出ていますが、軍の方では軍事裁判というものがありまして、そっちの詳しいことは、私もちょっと今、答えられないですが、裁かないように上手に法をくぐり抜けて処罰されない、届かないようになっている。ネパールの場合は、裁判所はある程度独立性がありまして信頼が少し高いのですけれども、そっちではきちんと判決は出ているのですが、それが法の執行に及ばない状況という感じになっております。

○吉崎室長

ありがとうございます。最後に、津矢田さんお願いします。

○津矢田研究員

御質問ありがとうございます。キンタナ特別報告者による審査委員会設置の 勧告ですけれども、私がフォローできている限りでは、アメリカ政府が審査委 員会の設置を支持しています。ほかの4カ国についてはわかりません。

覚えていらっしゃる方もいるかと思いますが、2007年9月にミャンマーの国内で僧侶たちが道路に出て、民主化を求める大きな動きがありましたが、僧侶による大きな暴動に関して、安保理で話し合いがあった際にも、中国とロシアについては、その暴動はあくまでも内政問題という立場を取っていましたので、そういうところも含めて今後見ていきたいと思っております。

○吉崎室長

ありがとうございます。まだまだ議論したい点はございますけれども、時間が参りました。本シンポジウムの共通テーマは、「国際平和協力研究員による新たな挑戦」となっておりますけれども、本セッションにございました3つの報告は、すべてチャレンジングな内容を持っておりまして、こういったチャレンジングな態度が、実は日本の国際平和協力の可能性を広げていくということを認識させるセッションだったと思います。また、今セッションで指摘されました移行期の正義の問題、また人権、人道の視点というものは、セッション2におきまして引き続き議論されるかと思います。

以上をもちましてセッション1「国際平和協力~周縁にある人々の視点から の考察~」を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

5 . セッション 2 国際平和協力活動における今日的課題 ~国際人権 / 人道の観点から~

二村まどか 国連大学サステイナビリティと平和研究所学術研究官

それでは、これより後半のセッションを始めたいと思います。

このセッションでは、山本研究員、帯刀研究員のお二方に発表を行っていただきたいと思っています。お二人の発表は、ともにこのタイトルのとおり、平和維持・平和構築が直面している問題を国際人権あるいは国際人道法といった視点から提起されています。

こちらのタイトルにもありますように、なぜそういった視点が今日的課題であるのかについてですが、それについて幾つか理由があると思います。まず、人権、正義、特に移行期の正義(トランジショナル・ジャスティス)の問題ですが、これはここまでの議論で明らかなように、平和維持・平和構築において非常に重要な問題であるという認識が現在、国際社会あるいは国連の現場で、あるいは研究者の間でも広まりつつあるということです。が、その一方で、伝統的には平和維持・平和構築といった分野では、こういった人権であるとか移行期の正義の問題は、平和に直接的には関係のないもの、あるいは関係あるとしても二次的なもの、更に申しますと、人権や正義の追求を進めると、かえって平和維持あるいは平和構築を妨げてしまう、そういった認識がなされてきているといった背景もございます。その考えは現在でも、やはり研究、現場の分野で依然として根強いものがあるということは、頭に置いておかなければいけない点ではないかと思います。

実際国際社会はこの15年ほど、この分野でさまざまな試行錯誤を続けておりますし、セッション 1 の研究員の方からもありましたし、これからの発表にもありますとおり、さまざまな課題が突きつけられているテーマであります。

また、国際人道法の分野ですけれども、紛争形態が変化している、それと同時に、またそれに伴って平和維持・平和構築の概念も変わってくる。またそこに従事するアクターも非常に多種多様化する中で、これまでの既存の国際法であるとか、あるいはガイドラインがどこまで有効なのか、本当に保護するべき人たちをどこまで保護できるのかという議論は、昨今非常に熱心になされてきています。そういった意味で、これまで以上にますます本質的な課題を突きつけているこれらのテーマについて、このセッションでは発表していただきたいと思っています。

このセッションのコメンテーターは、中央大学法科大学院教授の横田洋三先 生にお願いしたいと思っております。

それでは、最初に、山本弘行研究員から、「大規模な人権侵害及び国際人道法違反に対する国際社会の対応」というテーマで発表をお願いしたいと思います。

山本さんは、アメリカのロースクールで国際刑事法、国際人権法を専攻に法学修士号を取得された後、国連開発計画駐日事務所において、国連幹部職員のミッション支援などの業務に携わられました。その後、オランダ・ハーグの国際刑事裁判所で戦争犯罪捜査に従事された御経験をお持ちです。現在は、紛争後の移行期司法や法の支配の推進、また本日のテーマと関係します紛争中の大規模な犯罪や人権侵害に対する国際的取組みについて関心を持って研究をされています。

それでは、山本さん、20分でよろしくお願いいたします。

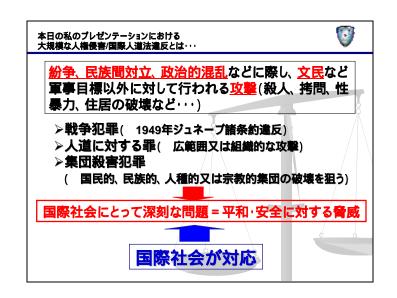
山本弘行 国際平和協力研究員

ただいま御紹介にあずかりました研究員の山本弘行と申します。本日、私は「大規模な人権侵害/国際人道法違反に対する国際社会の対応」について発表いたします。

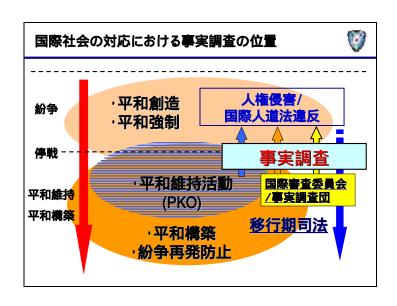


国際社会の対応と言いましても、国際刑事裁判、国連平和維持活動、平和構築、人道支援、NGOの活動など、様々な活動があります。本日は、主に事実調査に焦点を当てて話をしたいと思います。

まず始める前に、これから私が何について話をするのか、最初に、二つのス ライドを使って説明します。



タイトルに「大規模な人権侵害/国際人道法違反」とあります。この定義については、国際的にいるいるな議論があるのですが、本日の私のプレゼンテーションでは、紛争、民族間対立、政治的混乱などに際し、文民など軍事目標以外に対して行われる攻撃、具体的には殺人、拷問、性暴力、住居の破壊などを指しています。文民とは軍人以外の民間人のことです。これらの行為は、言い換えると「紛争下の犯罪」です。犯罪名で言うと、戦争犯罪、人道に対する罪、集団殺害犯罪(ジェノサイド)と言います。これらは、国際社会にとって非常に深刻な問題であり、国際平和・安全に対する脅威であると言えます。従いまして、国際社会が対応する必要があります。



本日、私が焦点を当てる事実調査の位置ですが、紛争後の活動の種類をまと

めた図を使って説明します。紛争が起こりますと、平和創造 (Peace Making) や平和強制 (Peace Enforcement) といった活動が始まりまして、停戦に向けての活動、 交 渉 な ど が 行 わ れ ま す 。 停 戦 に な り ま す と 、 平 和 維 持 活 動 (Peacekeeping)、平和構築 (Peace Building)、紛争再発防止 (Preventing Relapse into Conflict) の活動などが始まります。

本日、私がお話しする人権侵害/国際人道法違反というのは、紛争の中で行われる犯罪です。移行期司法というのは、紛争後の移行期において、紛争中に起こった犯罪やその被害者をどのように扱うかという事です。これは、独立した司法で行われることもありますし、平和構築の中で行われることもあります。近年、国際社会は、国際審査委員会や事実調査団などを設置し、大規模な人権侵害や国際人道法違反を調査することが増えてきました。移行期司法を考えるために、非常に重要な活動と言えます。

また、国際社会において、法の支配の推進や人権保護などの活動が重要視されてきましたので、国連平和維持活動や平和構築活動におきましても、事実調査が行われるようになりました。紛争中に行われた人権侵害状況、被害者と加害者の関係などを解明して、それを平和維持活動や平和構築活動に生かすということです。



私の発表は二部構成になっています。第一部では、紛争下の犯罪と国際社会による事実調査について、第二部では、この分野における日本の貢献の可能性について考察します。

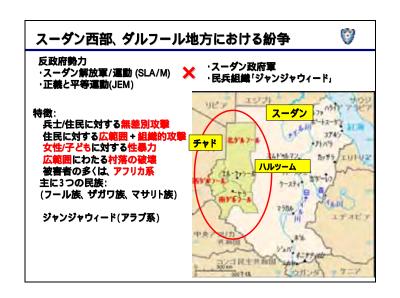


第一部 紛争下の犯罪と国際社会による 事実調査

それでは、第一部を始めます。



これは、近年の紛争、内戦、民族間対立の発生を世界地図で表したものです。 この図はすべての紛争を含めているわけではありませんが、アフリカに多いと 言えます。近年は国対国という紛争が少なくなり、政府対反政府勢力という形 が多くなってきました。これは、一見、国内紛争のように見えますが、周辺国、 隣国などが反政府勢力を支援しているために国際紛争の性格を持つものが増え てきました。



具体的に、スーダン西部ダルフール地方における紛争を例にして、国際社会の対応を見たいと思います。この紛争は、反政府勢力の二つの武装集団とスーダン政府軍及び民兵組織「ジャンジャウィード」の対立です。特徴として、政府軍及び民兵組織による無差別攻撃、住民に対する広範囲かつ組織的攻撃、特に、女性や子どもに対する性暴力が行われ、深刻な問題になっています。また、広範囲にわたる村落の破壊も確認されています。被害者の多くはアフリカ系であり、一方、政府軍及びジャンジャウィードはアラブ系ということですが、アフリカ系対アラブ系民族と単純化はできないと言われています。

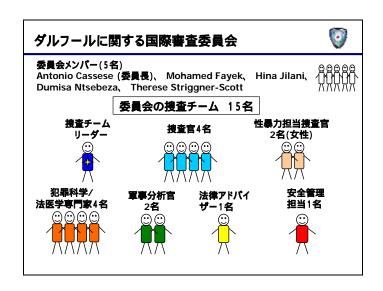


この紛争に対して、国際社会はさまざまな対応を行っております。国連としては、審査委員会や事実調査団を設置したり、安全保障理事会の制裁委員会が対応を行いました。PKOとしては、アフリカ連合の監視ミッション、国連と

アフリカ連合の合同のPKOミッションが活動を始めました。そして、2005年3月以降、安全保障理事会がダルフールの事態を国際刑事裁判所に付託しましたので、国際刑事裁判所も、この事件につき捜査、訴追活動を開始しました。2009年3月、同裁判所は、スーダンの現職大統領に対し、逮捕状を発布しました。この他、ICRC(国際赤十字委員会)やNGOも活発に活動しています。

2004年と2007年、日本政府もUNHCRを通じて人道支援物資を難民に提供しました。

ダルフールに関する国際審査委員会は、安全保障理事会の決議に基づいて事務総長が任命した5名の委員から成ります。そして、委員会には、実際に事実調査を行う捜査チームがあります。委員会メンバーは、捜査チームが行った事実調査の結果を公平・中立に審査し、双方に国際人権法違反、国際人道法違反があったと結論を出しています。



ダルフールに関する国際審査委員会を詳しく見たいと思います。国連事務総長は、著名な学者など5名を委員として選出しました。そして、その下に実際に事実調査を行う捜査チームのメンバー15名が国際社会から選ばれました。捜査チームリーダー、男性捜査官4名、性暴力を担当する女性捜査官2名、そして犯罪科学、法医学などの専門家4名、ミリタリーアナリストと呼ばれる軍事分析官2名、法律アドバイザーと安全管理担当者が各1名、合計15名です。

~ 国際平和協力研究員による新たな挑戦 ~ 平成 22 年 10 月 8 日

人権侵害/国際人道法違反の調査/捜査に関わる人材



- (科学捜査(DNA鑑定、鑑識)、法医学、証拠分析、犯罪学、犯罪分析など)
- ➢法(国際法 & 国内法) (国際人権法、国際人道法、国際刑事法、刑法、刑事訴訟法)
- >法曹実務
- (検察官·弁護士·裁判官実務)
- ≻人権
 - (人権監視、人権調査、人権状況に関する分析/報告書作成)
- ▶軍隊/警察 (軍/警察規則、軍/警察組織の構造、命令系統、オペレーション、車両/武器、治安維持)
- >ジェンタ
- (性犯罪捜査/訴追/弁護、女性の被害者/目撃者保護/支援)
- 子どもの支援
 - (子どもに対する犯罪の捜査/訴追/弁護、子どもの権利保護、被害者/目撃者保護/支援)
- >目擊者/被害者の支援
 - (目撃者/被害者の保護、子ども/女性の保護、心理学、面談、質問)
- >安全/危機管理
- (現地における安全管理、危機管理、車の運転)
- >文化人類学、民族学、宗教学、考古学

このように人権侵害/国際人道法違反の調査や捜査というのは、多くの分野 の人材が関わっています。調査や捜査といいますと、警察や法律専門家という イメージがあると思います。しかし、この種類の犯罪に関しては、多くの分野 の人材が関わります。例えばジェンダー問題、子どもの権利などを専門にして いる者、安全危機管理を専門にしている者、そして、特に興味深いのは、文化 人類学、民族学、宗教学などを専門にしている者も、この種の調査、捜査に関 わります。何故かと言うと、アフリカの紛争のように、民族間対立、人種、宗 教などの違いに基づいて発生した紛争においては、その紛争を解明するために 被害者、被疑者の民族、人種、宗教などを特定する必要があるからです。その ような特定を行うために、文化人類学、民族学、宗教学などの専門家が必要と されています。



ここで、戦争犯罪捜査の一部、フィールド捜査がどのようなものかを紹介したいと思います。 A 国と B 国が戦争し、 B 国の軍隊が A 国内の 村を破壊し、

村の住民を殺害したと仮定します。そして、安全保障理事会が国際捜査チームを設立し、現地を捜査するように命じたと仮定します。ここでの捜査チームは、捜査官2名、軍事専門家、法医師、犯罪科学専門家、文化人類学者、そして現地通訳の計7名と仮定します。

まず、 村の住居などが破壊されたという報告を受けたとして、捜査チームは、住居の破壊・損害状況を分析します。そして、どのような武器や、戦車などの軍事的車両が使われたかを分析し、被疑者の特定を行います。勿論、この被害状況だけでは被疑者は特定できませんので、これに加え、B国軍のオペレーションの書類、命令文書などを押収して、B国軍の戦車によって攻撃されたということを立証します。

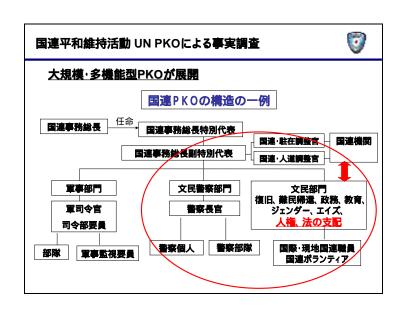
紛争中は一般市民が大量に殺害されることがあるのですが、多くの場合、大きな穴にまとめて埋められます。これを集団埋葬地(mass grave)と言います。カンボジアでは、約500人の遺体が埋められていた穴が発見されています。旧ユーゴスラビア、ルワンダなどでも、たくさんの遺体が埋められている集団埋葬地が発見されています。

このスライドは、私が参加した訓練の様子ですが、黄色で示した場所が多くの死体が埋められている集団埋葬地と仮定し、これを掘り起こして、検死し被害者の特定を行います。被害者の民族性などを特定するため、ここで文化人類学者が活躍します。

そして、現場では、被疑者、被害者の特定につながるような物的証拠も探します。例えば、服やアクセサリーなどです。ここでは、銃の空薬莢が一列に並んでいる状況が発見されたと仮定します。これは何を物語っているかと言いますと、この場所で兵士が一列に並んで、連行してきた住民を一斉射撃して処刑した状況があったと言えます。勿論、この事は、この空薬莢の発見だけでは立証できませんが、そのような命令を下した文書、またそのように軍を動かしたオペレーションの文書などを押収し、その状況を立証します。そして、武器の種類、銃の所持者を捜査し、被疑者を特定していきます。



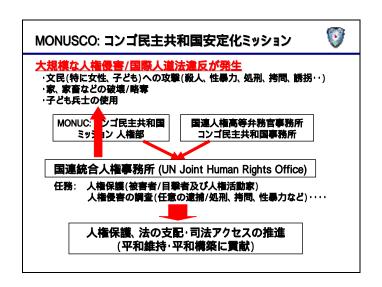
近年、国際審査委員会や事実調査団の設立が多くなってきました。スリランカの独立国際有識者グループと東ティモール重大犯罪刑事手続評価委員会には、 横田先生が参加されました。



最近、国連PKOも人権問題を扱ったり、人権侵害の事実調査を行うようになりました。従来、国連PKOは、軍事監視などの軍事部門の活動が主でありましたが、最近は、文民部門である警察活動や、難民帰還、政務、教育、ジェンダー、エイズ、人権、法の支配の推進などの分野における活動が多くなり、国連PKOの大事な任務とされています。

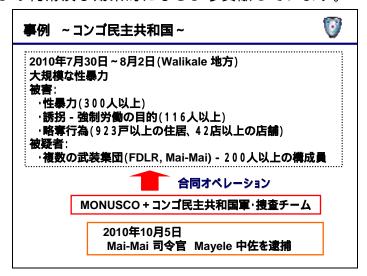
先ほど、ダルフールの紛争を紹介しましたが、ダルフールで展開している国連・アフリカ連合合同ミッションであるUNAMIDにも、人権を扱う課があ

ります。しかし、本日は、コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)の例を紹介したいと思います。



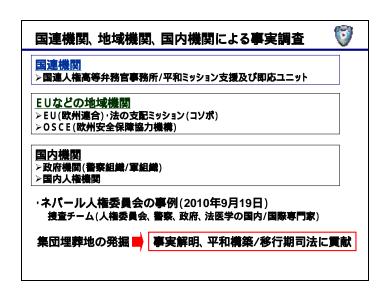
コンゴ民主共和国においても、大規模な人権侵害/国際人道法違反が発生しております。そして、多くの文民が被害に遭っています。

コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)の人権部と、人権を扱う国連機関である国連人権高等弁務官事務所の現地事務所が、その職務遂行能力を強化するために統合し、国連統合人権事務所(UN Joint Human Rights Office)を立ち上げました。更に、この統合人権事務所の中に、コンゴ民主共和国の司法関係者と国連の人権担当官から成る合同チームを作りまして、人権保護、人権侵害の調査を行っています。そうすることによって、コンゴ民主共和国における人権保護、法の支配や司法アクセスの推進を行い、平和維持・平和構築活動がより円滑及び効果的になるよう貢献しています。



コンゴ民主共和国における事例を紹介します。2010年7月30日から8月2日までの間、コンゴ民主共和国のWalikale地方、これは同国の東部に位置しますが、この地方で大規模な性暴力が行われました。被害状況は、認知されているだけでも、女性が287人、男性が16人、誘拐は116人以上、略奪行為は923戸以上の住居、42店以上の店舗とされています。

この大規模な性犯罪に対して、コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)とコンゴ民主共和国軍は合同捜査チームを作り、被疑者及び被害者を特定するための合同オペレーションを展開しました。そして、10月5日、この事件に関わっていると思われる武装集団「Mai-Mai」の司令官であるメイール中佐を逮捕しました。PKO隊員がこのような捜査や逮捕活動に参加したというのは非常に珍しいことだと思います。



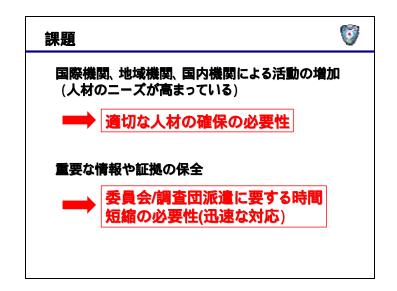
国連機関では、特に国連人権高等弁務官事務所が人権侵害の調査に関わる業務を行います。同事務所内にある平和ミッション支援及び即応ユニットは、国際審査委員会や事実調査団の支援業務及び同ユニット自体によって人権侵害の調査を行います。

国連のみならず、EUなどの地域機関も、人権侵害の調査に関わる業務を行います。例えば、EUの法の支配ミッションがコソボにおいて活動していますが、同ミッションは、紛争中に殺されてしまった被害者が埋められた集団埋葬地の発掘を行い、紛争の真相究明に努めています。また、欧州安全保障協力機構(OSCE)も、本年6月、キルギス共和国で発生したウズベキ系とキルギス系の民族対立について、事実調査団を派遣することを計画しています。

国連、EUなどの国際/地域機関のみならず、人権侵害や国際人道法違反に対する捜査は国内機関が行うこともあります。国家警察や地方の捜査機関または

国内の人権機関が行います。

ネパールにおける事例を紹介します。ネパールは、1996年以降、マオイストと政府の対立による内戦が続き、多くの人々が行方不明になりました。行方不明者の消息や内戦における被害状況を究明する必要があることから、ネパール国内人権委員会主導で、警察、政府、法医学の国内・国際専門家による捜査チームが設立され、捜査を行っていました。そして、本年9月19日、一つの集団埋葬地から4名の遺体を発見しました。さらに、被害者の特定や死因を調査しています。このことによって、ネパールにおける紛争の事実解明、ひいてはネパールにおける平和構築・移行期司法に貢献すると国際社会は評価しています。

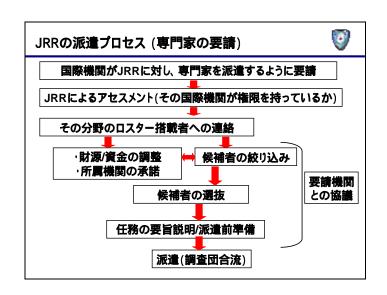


今まで説明してきたように、国際機関、地域機関、国内機関において、人権 侵害に対する調査活動というのは増加しています。言い換えますと、人材のニーズが高まっていると言えます。よって、適切な人材を確保することが必要です。また、犯罪に対する捜査/調査というのは、証拠が消失してしまう前に、できる限り迅速に重要な情報や証拠を保全することがとても重要です。従いまして、迅速な対応の必要性は非常に高いと言えます。



このような国際社会のニーズから、2007年10月、Justice Rapid Response (JRR) という国際的ロスター制度が開始されました。このロスターには、人権侵害・国際人道法違反を調査/捜査する各分野の専門家が登録されています。

このロスターに登録されている専門家は、国際機関又は国からの要請に基づき選出され、派遣されます。ある特定分野の専門家が個別に要請された場合は個人で派遣されますし、調査団を派遣してほしいとの要請があれば、一つの調査団を結成し派遣されることもあります。任務としては、人権侵害、国際人道法違反の証拠・情報の収集、集団埋葬地における死因特定、犯罪パターンの解析、被疑者・被害者・目撃者の特定、書類の分析などがあります。



JRR派遣プロセスの例を紹介します。仮に、ある国際機関がJRRのロスター制度に対し、文化人類学の専門家を派遣するように要請したとします。国際機関

には、人権侵害等の調査/捜査に必要な全ての分野の人材を保持しておく予算はありませんので、必要な時のみ派遣要請を行うことができるJRRのロスター制度は効果的なシステムです。JRR事務局は、要請を行った国際機関が本当に事実調査を行う権限があるのかを確認した後、要請を受けた分野のロスター登載者へ連絡し、候補者を絞り込み、そして派遣します。

JRRロスター制度は、即応(Rapid Response)という名前の通り、迅速な派遣を目的としていますので、派遣期間としては、短期間を想定しています。基本的には、専門家が所属する機関の承諾を得て、一時的に国際機関に出向する形です。



第二部 日本の貢献の可能性

- 1. 日本政府主導による事実調査団派遣
- 2.国際調査団、国際機関を通じた個人的関与

ここから第二部になります。日本の貢献の可能性を考察したいと思います。 日本国の対応として日本政府主導による事実調査団の派遣、そして国際調査団 や国際機関を通じた個人的関与の二つの形に分けて話をします。

紛争下の犯罪に対する日本の国際平和協力



1. 日本政府主導による事実調査団派遣

- ≻人材/装備·資機材の充実
- ≻日本/日本人の信用の高さ
- ・これまで難民支援、復興支援に多大な貢献
- ・国連平和構築委員会議長、G8,アフリカ開発会議 (TICAD)を通じて、 国際協力に貢献
- >国際社会における独自の立場
 - 植民地支配/被支配の歴史のない非欧米先進国

意義、メリット

- ・国際平和への貢献(人間の安全保障、人権保護・促進)
- ・調査団長/委員長 日本人(国際社会におけるインパクト)
- ・国際社会の傾向(人権の主流化、法の支配を重要視)

日本政府主導による事実調査団派遣ですが、私は、日本のリソースや立場を考えると、これは可能と考えております。例えば、欧米諸国の事実調査団は受け入れないが、日本の調査団だったら受け入れるという国もあると思います。そのように言える理由は、日本には充実した人材/装備・資機材があること、日本人に対する国際社会の信頼が高いことがあるからです。警察、自衛隊、その他の分野の専門家は、国際的に比較しても、高い技術を持っています。そして、日本人の国民性として、高い倫理観を持っていると言えます。

また、日本は、これまでに国連平和構築委員会議長やG8、アフリカ開発会議などの国際会議を通じて多大な国際協力を行ってきました。このため、日本/日本人に対する国際社会の信用は非常に高いと言えます。

そして、国際社会における独自の立場ですが、日本は、植民地支配 / 被支配の歴史のない非欧米先進国として、国際社会から高く信頼されている国であると思います。

日本政府が主導して事実調査団を派遣する際は、三つのことを考える必要があると思います。一つは、意義やメリット、国益です。

日本は、日本国憲法にあるように「名誉ある地位を占めたい」という理念を持っています。大規模な人権侵害に立ち向かい、人権保護や正義を追求することは、まさにその理念にかなう活動です。人権保護・促進に関して言えば、紛争中に武力攻撃を防ぎ、人権を保護するのは非常に難しいことですが、紛争後の事実調査活動によって人権を保護し、法の支配を推進することは可能であると言えます。そして、将来、このような犯罪が発生することを防ぐためにも、日本を含めた国際社会がきちんと事実を解明することが大事だと思います。

事実調査が、国際的な裁判所または国内の裁判所における訴追に必ずつながるということはないと思います。しかし、被害者は事実を知りたいと切実に思っています。行方不明になった自分の家族がどのようになったのか、どのように死んだのか、被疑者はだれなのか、なぜ殺されたのか、又は、なぜ被害に遭ったのか、事実を知りたいと思っているので、この分野における貢献というのは、紛争後の国家や社会の復興、紛争当事者国の国民が辛い経験から立ち直るために非常に重要なものです。

また、日本政府主導により行うことによって、調査団長 / 委員長は日本人が 務める可能性が高くなります。そうすると、国際社会における日本の国際協力 のインパクト、国際社会における日本のプレゼンスが高まります。

現在の国際社会の傾向として、人権保護や法の支配分野の活動が重要視されています。2005年、当時のアナン国連事務総長が「人権の主流化」を提唱しました。これは、すべての国連の活動において、人権の視点を強化するというこ

とです。人権侵害や国際人道法違反に対する事実調査などの国際協力は、この 人権の主流化の傾向に沿った活動であると言えます。

紛争下の犯罪に対する日本の国際平和協力



事実調査団派遣に関する手続き等の整備

- ・事実調査団派遣の条件 (国際機関、又は国の要請)
- ・公平中立に調査するための手続き
- ・安全を確保するための原則 (停戦合意の存在など)

要員の訓練

- ·UNHCRのeセンターの活用
- ・PKOセンターにおける訓練
 - >ピアソン平和維持センター(カナダ)
 - >コフィ・アナン国際平和訓練センター(ガーナ)
 - >フォルケ・ベルナドッテ・アカデミー(スウェーデン)
 - ▶国際平和ミッションセンター(ドイツ)

二つ目に考えるべき事は、事実調査団派遣に関する手続等の整備です。事実調査団を派遣するためには、事実調査団派遣の条件、公平中立に調査するための手続、安全を確保するための原則を制定することは必要不可欠だと思います。事実調査団派遣の条件としては、JRRのように、国際機関または国の要請に基づくことが理想的と言えます。日本独自の判断で派遣するのは非常に難しいと言えます。安全を確保するための原則ですが、これは、国際平和協力法のPKO参加五原則のように、停戦合意の存在といった基準が必要であると思います。三つ目は、調査団に参加する要員の訓練についてです。例えば、UNHCRのeセンターの活用が一つの方法であると思います。また、諸外国にはPKOセンターがあります。これらPKOセンターにおける訓練は、理論に加え、実践的でもあるので効果的な経験になります。このスライドにあるピアソン平和維持センター、コフィ・アナン国際平和訓練センター、フォルケ・ベルナドッテ・アカデミーなどのPKOセンターは、国際的に有名であり、法の支配に特化した専門コースがあります。このようなPKOセンターにおける訓練は、非常に有効であると思います。

紛争下の犯罪に対する日本の国際平和協力



調査団派遣のデメリット 受入国との関係悪化の懸念 安全面(調査団への攻撃/妨害の可能性) 費用の問題

2.国際審査委員会/事実調査団、国連PKO、国際機関 を通じての個人的関与

自己の知識・技術の向上(専門性の向上、訓練への参加、 関連経験の取得、ネットワーク形成など) JRRロスターやPKOセンターにおける専門家登録

一方、デメリットですが、受け入れ国との関係悪化の懸念がありうると思います。しかし、この懸念は、国や国際機関の要請に基づくことを派遣条件にすることによって、排除できると思います。

安全に対する懸念ですが、綿密な交渉で地位協定などを結んで要員の安全を確保する、又は、現地に国際経験豊かな安全管理者を配置することで懸念を払 拭できると思います。

そして、費用の問題ですが、このような調査/捜査には、ある程度のお金がかかる事が予想されますが、日本が主導して行うことの国際社会におけるインパクトの強さ、人権保護や法の支配という国連の重要な活動におけるプレゼンスの大きさなどを考えると、活動の意義は大きいと考えます。

国際審査委員会/事実調査団、国連PKO、国際機関を通じた個人的関与ですが、自己の知識・技術を高め、専門家になることが必要です。そのための訓練として、PKOセンターの研修などがあります。JRRロスター制度や、PKOセンターが持つロスターに専門家登録されることによって、この分野で活躍できる可能性が高まります。

まとめとして、大規模な人権侵害や国際人道法違反に対する対応、特に事実調査は、今後も重要視されていくと私は考えます。紛争下の犯罪に対する事実調査活動は、円滑な国連平和維持活動、平和構築、移行期司法にとって必要不可欠な活動です。

以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

二村学術研究官

山本さん、ありがとうございました。昨今活発化しております国際社会による事実調査の活動とその役割、それに加えて、日本のできる貢献、その貢献の

可能性に対する重要な御指摘をいただいたかと思います。

それでは、続きまして、帯刀豊研究員から「民軍連携の課題 - 'Humanitarian Space'と人道規範からの視点」と題して発表をお願いします。

帯刀研究員は、イギリスの大学院で国際刑事法、人道法及び難民法に関する 二つの修士号を取得され、その後、ユーゴスラビア戦犯法廷でのインターンを 経て、国連難民高等弁務官事務所保護官として、インド、スーダンのダルフー ル、そしてイラクで難民・国内避難民の保護に取り組まれました。現在は、人 道支援における民軍連携のあり方について、主に人道原則やガイドラインに着 目しつつ研究を行っていらっしゃいます。

それでは、帯刀さん、どうぞよろしくお願いいたします。

带刀 豊 国際平和協力研究員

ありがとうございます。ただいま御紹介にあずかりました帯刀です。本日、 私で研究員からの最後の報告になりますので、よろしくお願いします。

第2回国際平和協力シンポジウム
(2010年10月8日) **民軍連携の課題**- 'Humanitarian Space' と人道規範からの視点
内閣府国際平和協力本部事務局 研究員
帯刀 豊

本日のテーマですが、「民軍連携の課題 - 'Humanitarian Space'と人道規範からの視点」という、この民軍連携とHumanitarian Spaceと人道規範がどう関係してくるのかということをちょっとパズルに思っている方がいらっしゃるかもしれないですけれども、追って説明を差し上げたいと思います。

趣旨

- よりよい'民軍連携'のためにより犠牲者の少ない民軍連携(ダルフール・イラク)
- 文民の視点としての'Humanitarian Space'- '民軍連携'の負の側面
- 'Humanitarian Space'の確保のための'人道規範'その有効性

本日の発表の趣旨ですが、まず、何をもって、要は「よりよい民軍連携のために」という問題意識がありまして、よりよい民軍連携は何なんだというと、要は、より犠牲者の少ない民軍連携というか、後ほどちょっとグラフで示しますが、民軍連携の名のもとで、PKO要員しかり、NGO職員しかり、非常に犠牲者が増えている状況の中で、どうしたら安全な、犠牲者の少ない民軍連携というものを今後やっていけるかという問題意識を私は持っています。

先ほどちょっと紹介にありましたように、ダルフール、イラクにおりました。このプレゼンテーションというか研究すべてを覆っている私のテーマですが、要は、こういった私の経験みたいなものを忘れないうちに形に残しておきたいなという問題意識がありまして、今日のプレゼンテーションも一応その一環ということで、ちょっと論理の飛躍とか、そういった部分があるかもしれないですが、そういった部分は指摘していただけると非常に助かります。

あと、残念ながら、今日は時間の関係でダルフール、イラクの状況について 詳細に御説明できないのですけれども、もしそういった点で御質問があるよう でしたら、後の質問の方で是非とも教えてください。

Humanitarian Spaceというのを出してくるのですが、これは、要するにそういった犠牲者を出しているという事実、要は、民軍連携の負の側面を見ているということになりまして、文民なら文民、そういった被害者、こういったことで犠牲者にならないためにHumanitarian Spaceを確保しなければいけないとか、侵されてはならないとかという文脈でのHumanitarian Spaceです。ちょっとわかりづらい概念かもしれないので、後ほど御説明申し上げます。

最後に、人道規範ということですけれども、要は、そういったHumanitarian Space、安全に動けるスペースを確保するために、いろいろガイドラインですとか、人道法、国連の幾つかの条約もそうですが、そういったものが後ほど紹介

するようにあるわけでして、一体それは有効なのか、どういうカバーをしているのかというのが、最後の説明になります。

概要

- '民軍連携'と 'Humanitarian Space'とのつながり
- 'Humanitarian Space'を確保する枠組み - 国際人道法・UN Convention・Guidelines (人道規範)
- 評価と提言

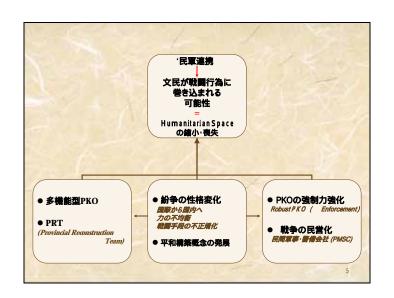
したがいまして、概要ですが、まず初めに、民軍連携とHumanitarian Space について、ちょっと限られた時間の中ですが御説明申し上げたいと思います。

その後に、このHumanitarian Spaceというか、安全に動けるオペレーションができるスペースを確保する枠組みとして、先ほど人道規範と言いましたけれども、国際人道法は非常に力強い法規範でありますので、国際人道法プラス、UNコンベンション、条約ですね、あとガイドライン、オスロガイドラインですとか、要は、例えば民間の車の中に武器を持ち込んではいけないとか、軍隊と行動するときは一定距離を置くようにとか、実はいろいろ国連が定めたガイドラインというものがありますので、この三つをもって一応人道規範とさせていただきます。

最後に、評価と提言、それがどれぐらい効果的かということについて御説明申し上げたいと思います。



これは、先ほど言ったような統計ですけれども、御説明申し上げたように、2000年ぐらいを境に、これは人道機関のスタッフということですが、被害者の数が非常に伸びている。このあたりで何が起こったかというのは、先ほど長谷川先生の御説明にもあったのですが、一応、現状認識を若干させてください。要は、紛争の性格の変化、国際から国内、力の不均衡、弱い方がテロリズムですとかといったものを使うということがある。一方で、先ほどありました平和構築概念の発展と、これをやるために文民が現地に出て行くわけですね。



また、先ほどありましたintegrated missionですけれども、多機能型のPKOというものが増えてきている。最近では、イラン、アフガンでのPRTですね。あれは、軍隊の人と文民の専門家が一緒に出ている、まさに一体化しているところですので、こういった軍隊、民間の一体化が非常に進んでいる。

一方で、最近よくRobust P K O という言い方をしますけれども、要は、安全保障理事会の授権のもとで、ある程度enforcementの権限を持っている。一応、当事国の同意を得ているのでenforcementとまで行かないですが、そういった力による介入を徐々にやりつつある。プラス、これも時々新聞で見ますが、要は民間軍事会社とか警備会社というものを、例えばイラク、アフガニスタンで2万とか3万とかというようにアメリカが計画しているというような話もありますが、そういった地元でのセキュリティを強化するために民間に頼りつつあるという現状がある。

これらすべてを含めて、要は、今、民軍連携の時代になりつつある。文民が 戦闘行為に巻き込まれる可能性がある。これをイコール、犠牲者になる可能性 がある文民、あるいは我々の立場からとって見ると、Humanitarian Spaceが縮 小しつつある、あるいは喪失しつつある、そういった表現が使われています。



民軍連携ですけれども、現場で民軍連携という言葉を使うと、大体ポジティブな意味で使うことが多いような気がするんです。要は、お互い助け合いましょう、サポートし合いましょう。この表自体は、こちらに文民を取って、国内、国際で、縦に軍事組織を取って、国内、国際として、どういう連携というか、関係のあり方があるかというのを書き抜きしてみたのですが、連携というのは、ポジティブな部分だけではなくて、要は競合したり、摩擦したりという部分もありまして、この表の中で青字にしたのは、協力し合ってポジティブな結果を出せる部分。一方で赤字にしたのは、そういった競合や摩擦、要するに民間なりが被害者になる可能性を増すやもしれない関係のあり方です。

例えば、現地の国際機関、国連 P K O ですとか多国籍軍が、現地の住民に契約で物をつくってもらったりとか、物を運んでもらったりとかした際に、1カ

月後にその家族がアタックされたというケースがあるわけでして、あと、よくあるのは、国際人道機関は、例えば国内の軍隊あるいは警察がいかにセキュリティを見てやると言っても断ることがある。特にダルフールのケースとかはそうですけれども、要は、あそこは自分の国の軍隊、警察自体がレベル・グループの一部と戦っていて、今も戦っている状況にありますので、そういったことは極力避けると、これも一緒ですね。

あと、これは先ほど言ったセキュリティ会社ですけれども、こういう民間に セキュリティ自体を頼りつつある。いい面もあれば悪い面もある。これは後ほ ど説明しますけれども、非常にグレーな部分なわけです。

あと、QIP、これは自衛隊の方は最近よく御存じかと思うんですけれども、要はQuick Impact Projectという、PKOがお金を出して、少ない金額で早い効果を上げられるような、道路を補修したりとかなんとかということをやるわけです。

あとはHeart and Mindsというのは、要はPKOの特に軍隊の方々がその国の人心を掌握するというか、自分のオペレーションを進めるためにということなのですが、例えば何か手伝ってあげたりとか、何か小さなものを配ってあげたりとかという活動があるわけです。これをやることが、例えば国際PKOをこれをやったとして、国際NGOからは、二つ非常に大きなオブジェクションがあります。一つは、彼ら自身がやっていることと重なる場合に、民業圧迫というか、私たちがやっていることをやるなということですが、二つ目はもっとシリアスですが、要は、後ほどちょっと説明しますが、例えばロバを洗ってくれる軍隊がいたとして、自分たちのやっている事業がロバを洗うことだったら、ロバを洗っている人イコール軍隊と見られかねない。私がダルフールにいたときも、まさにその事例で1人のNGOの職員の方がアタックをされて大けがを負うということがありました。

要は、こういった部分に今回はちょっと焦点を当てて、こういったことをなくす、イコール、Humanitarian Spaceを確保するということになります。



これは、先ほどちょっと御説明しました、こっちがそのロバのケースですね。これは、Quick Impact Projectの一環でやったのですけれども、この1カ月後に、同じようなことをしている現地民とNGOの職員が、やはリアタックされて、どうやら誤解されたらしいということですね。

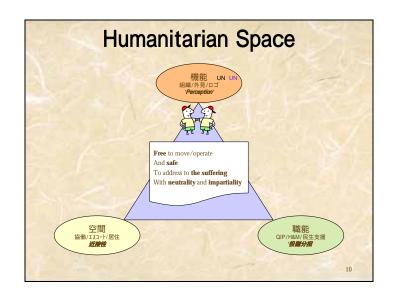
左側の写真は、女性がいて、薪を拾いに行くのですけれども、これはHeart and Mindsの方ですね。これは現地ダルフールのAU出身の軍隊の方ですけれども、司令官の方ですが、一緒に出て行って助けてあげてフレンドシップを高めると。ところが、やっぱり数週間後に薪を拾いに行った女性が襲われるケースが増えたと。その関連ははっきりしないですけれども、恐らくこういうことをするがために、区別が薄れた。要は、この活動をもってHumanitarian Spaceが非常に失われたということがありました。



このHumanitarian Spaceというのを、私は現地でいろいろ聞いたり、話したりするのですけれども、確たる定義とか、確たる概念があるわけではなくて、例えばMSFといったインターナショナルNGOがHumanitarian Spaceというのを既に90年の中ごろから使い始めている。彼らにとっては、要はSpace of freedomであって、自分たちがオペレーションをするfreedomがHumanitarian Spaceであると。それで、UNサイドからはOCHA、言葉はHumanitarian Operating Environmentというのですけれども、大事な要素としては、neutralityとimpartialityが確保されていて、人々のsufferingのみに注目して、ここ、clear distinction between the role and function of humanitarian actors from that of the military、要は軍と民間が分かれている。ちょっと民軍連携と真逆のことを言っているわけですけれども。

それで、大体こういったものを確保するために、今まではこういうIASC (Inter-Agency Steering Committee)、ニューヨークをベースにしたUN機関から、ICRCからNGOから、すべてが集まってガイドラインをつくるという、IASC、プラスDPKOのガイドラインがあって、UNコンベンションが、DPKOとかUNパーソナルに関してのコンベンションとして作られた。

一方、ここを見てわかっていただけると思うのですけれども、人道法も、これは国際人道法に関する簡単なパンフレットから引っ張ってきたのですが、要は、人々の尊厳、苦痛の軽減が目的で、そのアクセスを確保。それで、戦闘員と文民を区別するとし、これは非常に似通った観点になっていまして、このHumanitarian Spaceという観念自体は、別にICRCですとか人道法から来た概念でもないのですけれども、結果的に国際人道法というものも、自らのマンデートを守ることによってHumanitarian Spaceを守るという非常に強いツールになっているということです。

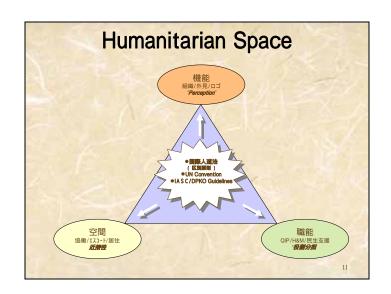


再度、Humanitarian Spaceをもうちょっと詳しく述べます。要は、もしこの 三角形がHumanitarian Spaceであるならば、最大公約数的に言えるのは、まず、 Free to move/operate and safeで、sufferingでneutrality、impartiality、区別なく被害をこうむっている、sufferingしている人たちを助けるように自由 に動けるmovement/operationというのが、多分ここのHumanitarian Spaceということでいいと思うんです。

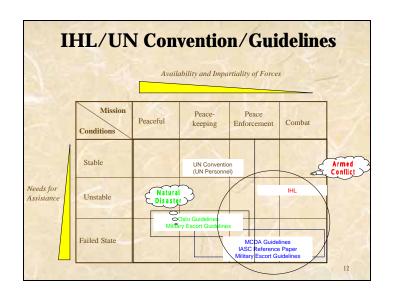
Humanitarian Spaceの定義自体は単純だと思われますが、ただその要素、これを圧迫する要因は複雑でして、ここでは三つに分けてみました。空間と機能と職能と分けましたが、空間というのは、要するに、これは現地では、例えばNGOの人とかが家を作ったりオフィスを作るときは、軍隊の施設、それはPKOの軍隊もそうですが、ある程度の距離を取るですとか、そういったことをやるわけですね。あるいは、同じ目的地に行くにしても、同じ時間に行ってはいけないと。例えば先に軍隊に行かせて、1時間、2時間なり時間差を設けていくと。そういう物理的な空間をもってHumanitarian Spaceを語る場合と、あと職能というのは、さっき言ったQuick Impact Projectsですとか、H&M(Heart and Minds)ですね。要は、同じことをやっていると同じ人たちに見られてしまうということなので、職能という部分できちんとスペースをお互いに設けましょうという職能の部分。

最後に機能と書きましたけれども、ここに黒のUNと青のUNを書きましたが、これは私のダルフールではDPKO側の文民とDPKOが使っているUNカーには黒のUNというのをつけて、UNICEFですとかUNHCRですとか、そういう人道機関の車には青のUNをつけるという区別をしていました。要は、仮に一緒に行動しないにしても、やはり機能として、あるいは集団として同じに見られないようにスペースを設けるという趣旨だったと思います。

もう一つ例として、あるサッカー大会があって、NGOの方が、それがDPKOの方がHeart and Mindsの一環として主催したとは知らずに参加して、その後、強迫を受けたということもありました。これも、同じ集団というか、同じ目的を持った集団ということを避けるためのということで、この機能の問題があります。こういった3つの側面からHumanitarian Spaceが侵される、あるいは縮められる可能性があります。



このHumanitarian Spaceを守るというのが、先ほど申し上げた国際人道法、特に、国際人道法の中で最も大事な原則である区別の原則ですね。文民と戦闘員とを分ける、戦闘員、非戦闘員を分ける。プラス、UNコンベンションと、先ほど言った多種多様なガイドラインということになります。



ちょっと表を作ってみたのですけれども、こういった人道法とUNコンベンション、ガイドラインがどういうカバーをしているか。上の欄はミッションの性格ですね。右に行くほどミリタリーの色が強くなるというか戦闘的な色が強くなる。左は現地のConditionで、Stableから、Unstable、Failed Stateということになります。このUNコンベンションは後ほどちょっと説明しますが、この中でもはっきり色分けができていて、ある段階まで行って戦闘段階になったときには、無条件でinternational humanitarian law、人道法が適用される。

そうでない限りは、そのコンベンションが締約国において適用されることになっています。

これをまたぐように、先ほど言ったNon-bindingな、緩やかなガイドラインが、これはオスロガイドラインを皆さん御存じかもしれないですが、主にNatural Disasterに注目してここをカバーしていて、紛争下ではMCDAなどのガイドライン、これがこの辺をカバーしている。ただ、例えば民軍連携下で被害者とかといったことを考える場合は、当然この円のあたりが問題になるわけでして、これを見る限りでも、国際人道法、あるいはこのガイドラインもそうですが、その負っている役割というのは非常に大きくなるわけです。



ですので、まずちょっと国際人道法から見ていただきたいのですけれども、国際人道法と言った場合、皆さんよく御存じのジュネ・ブ条約とプロトコル、プラス、これは最近、去年ですけれども、DPHというのはDirect Participation in Hostilitiesというガイドラインですが、ICRCが、文民がどうしたら文民の資格を失うかというガイドラインをつくったのですが、これが非常に大きな意味を持っていると思います。

加えてICCについて、先ほどちょっと山本研究員の発表もありましたが、ここが、要はオペレーション中のPKOなり国連要員に対して攻撃をした場合、それは戦争犯罪になるということを言っていますので、この3つをもって国際人道法の有効性をカバーしているわけです。

ではそもそも、国際人道法がPKOに適用されるのかどうとかいうのは、また一つ議論があるのですけれども、ここは一応適用されるということで御理解ください。こういったいろいろな事務総長の告示ですとか、それに基づくモデル協定といったものがあります。国際人道法はPKOにも適用されます。強制

力は、先ほど言ったICCでWar Crimesとして裁くことができる。ただ、スーダンで同じケースがあって、たまたま私も現地にいたときですけれども、要は、これがアタックされて国連要員が殺されたときのケースですが、私としては残念ながらというか、2月の段階で、証拠不十分というか、証拠を取るのは難しいということになりました。ただ、そういった強制力は一応裏づけとしてある。

この国際人道法については、そういった民軍連携、民と軍が入り乱れている中で、やはり実効性の観点からの批判がありまして、現実性を欠く前提があるですとか、例えば攻撃側は非攻撃側構成員の機能について詳細な情報を保持していることが前提とされていたりですとか、あるいは負担が非常に攻撃側に、例えば、彼らは疑わしいときにもアプリオリに相手を文民として見なければいけないので、実際、守ったり、戦ったりするときに、一体そこまで疑った場合でも、やはり彼は文民だと言うことができるのかといった、要は、事後的検証のみに役立つのではないかというような批判があり得るわけです。



ここをもうちょっと詳しく見させてください。区別原則ですけれども、要は、区別という場合は2つあり得て、一つは、文民である人と文民でない人ということで、もう一つは、文民であるけれども敵対行為に直接参加したがために文民としての保護、要はアタックされないという保護を失ってしまうという2つの区別があるのですが、先ほど言ったDPHガイドライン、去年ICRCから出されました。これで見ると、非国際紛争については、英語で書いてありますが、平たく言うと、まず正規軍の構成員は皆、一応文民ではない。

では、正規軍ではないけれども、戦っている武装グループに関しては、彼らが継続的な戦闘機能を負っている限りにおいて文民ではなくなる。逆に言えば、 負っていなければ文民であるという、非常にわかりづらい、現場にいる人にと

ってみたら、恐らくわかりづらいだろうガイドラインとなっていまして、ここにも書いてありますが、要は、担っている機能を現場で即座にどう知り得るかという問題があるわけです。

もう一つは、ここには書いていないですけれども、要は、正規軍内で戦っていない非戦闘員の扱いについては、いまだに沈黙しているというか、よくわからない部分がある。例えば軍服を着て、軍隊について行っているけれども、御飯をつくる人ですとか音楽を奏でる人はどうなるのかということですね。

こちらに関しては、先ほど言った同じガイドラインに被害の境界線、ある程度の被害があって、直接的な因果関係があって、かつ、敵意のある関連性があるという幾つかの基準を出してきているわけですけれども、では、例えば文民である、かつ軍隊随伴運転者、文民であるけれども、ただ運転している人という場合に、軍隊随伴文民という言い方をする場合もあるようですが、このガイドラインによると、基本的にその被害との直接因果関係がなければ、それで敵意もなければ、関連性を欠くから、一応文民として文民の保護を得る。ところが、例えば直接戦場に運転をして行く人で、武器や燃料なんかを運搬している場合はどうなるのか、その人がどこに行くかということをどこで知り得るのかという問題があるわけです。



もう一つ、簡単に同じ人道法のもう一つの問題として負担の偏りがあって、 1 つは、攻撃側には、先ほど言ったように、疑いがある場合は文民とみなして 攻撃してはいけないという非常にきつい縛りがあって、なおかつ、国際人道法 自体は、文民が戦闘に参加することを禁止もしておりませんし、また、いった ん参加したとしても、また文民に戻ることができるという、攻撃側にとっては

非常にきつい縛りを出しています。

ところが、非攻撃側に対しては、一応そういう状況だから戦闘員は文民と自分たちを区別しなければいけないということを言っているわけですが、これに付随して、このすぐ後に続くのですけれども、もっともそういった区別ができなくて一緒になっている場合もあるだろうから、武器を公然と携行している場合については、一応あなたは戦闘員ということになる。この後に条件が続くのですけれども、要は、軍事オペレーションの中で目撃されている間は武器を携行することとかという非常にあやふやな条件を出してきています。これもやっぱり現場の人から見てみると非常にわかりづらいわけです。

もう一つ、先ほど言った民間軍事会社と警備会社の話で、これだと、国際人 道法では一般的に被攻撃側の人たちにとっては非常に保護が手厚いのですけれ ども、ただ、民間軍事会社・警備会社に対しては、人道法しかり、先ほどのガ イドラインしかりですが、非常に突き放したことを言っていまして、要は、彼 らも軍事行動、戦闘行為に直接参加するまでは文民ですけれども、ここが面白 いのですが、"Their activities or location may, however, expose them to an increased risk of incidental death or injury"、つまり、仮にあなたたちが 直接参加しなくても死ぬ場合もありうるというような文言がガイドラインの中 ではつけ足されています。要は、これを見るにつけ、国際人道法の第1追加議 定書での傭兵についての中で、彼らが負っているような戦闘員である権利の喪 失、捕虜となる権利すらないということが思い起こされる。要は、こういった 民間軍事会社・警備会社の人は、一応文民ではあるけれども、お金をもらって 働いている人たちだからというのは一つあるとしても、一体こういう人たちは、 我々が言うところのHumanitarian Spaceに含まれるべき人なのか、文民なのか、 あるいはお金を払ってやっているんだから死んでも構わないだろうというスタ ンスなのかというところは、いまだにちょっとグレーなところです。



引き続きまして、コンベンションについて。

UNコンベンションと言った場合、条約ですけれども、こういったUN Convention on the Safety of United Nations and Associated Personnelというコンベンションがありまして、基本的にAssociated Personnelというのは、要はUNと一緒に働いているNGOの人も含まれるのですが、これのプロトコルがつい先々月発効しました。プラス、安全保障理事会決議が2006年のPKOによる文民保護の中で、このコンベンションを歓迎するといっています。

ただ、このUNコンベンションについては、一応国連要員と関係者、関係NGOのみカバーされているということでして、勿論現地の人がカバーされているわけではありませんし、つい最近まで、安全保障理事会または総会が、要員への'exceptional risk'があると宣言された場合に適用ということだったのですが、実際こんなものが宣言されたことは一回もなかったということで、先ほど言ったオプショナル・プロトコルがこの括りを外して、一応平和構築と緊急人道支援に携わるすべての国連要員について適用されるということになりました。いいニュースではあったのですけれども、ただ、引き続き締約国は非常に限られている。Robust PKO、例えばこういった国だけを見てみても、締約国、コンベンションで加盟89カ国ありますけれども、この中で言ってみたら、最終的に締約国になったのはボスニアとコートジボワールとリベリアだけ。まして最近のオプショナル・プロトコルで加盟国になったのはボスニアのみということで、どんな国際協約あるいは国際条約にもあるのですが、やはり締約国を増やすということが非常にネックになっているわけです。

Cuidelines The Use of Military and Civil Defense Assets in Disaster Relief Oslo Guidelines (1994 2006) Guidelines on the Use of Military and Civil Defense Assets to Support United Nations Humanitarian Activities in Complex Emergencies MCDA Guidelines (2003) Civil-Military Relationship in Complex Emergencies IASC Reference Paper (as complementary to MCDA Guidelines, 2004) Guidelines on the Use of Military or Armed Escorts for Humanitarian Corvoys (2001) DPKO Policy on military in support to humanitarian and development activities (2002) Non binding CPTM (Core Pre-Deployment Training Materials) ex. Unit 1 Part2 基本原則(自衛とマデート防御以外の武力行使の禁止) Unit 3 Part 3 平和維持活動に関連する国際法(国際人道教生に) Unit 3 Part 2 人道関係者との診局(UNCT-Non UN Partners) 目安としての役割、適用については各派連盟の判断。 Civil nature and civil control to be maintained... Humanitarian to be in lead role... etc... 多くの原則は実践的な教書の必要性(ex文民の視点)

先ほど言ったガイドラインは、これも話すのには本当に時間が必要で、内容を一つひとつ話せないのが残念ですが、いわゆるオスロガイドラインと呼ばれるものやMCDAガイドラインと呼ばれるもの、Military and Civil Defense Assets、要は軍隊と民間が一緒に行動するときにどうしたらいいかということを述べているガイドラインですが、これについては、残念ながらnon-binding、当たり前のことですけれども、プラス、CPTMというのは、要は国連がそういったPKOを派遣する前の要員に訓練をする際のガイドラインを定めたものなのですが、この中には、例えば自衛とマンデート防御以外の武力行使の禁止、どういうときに武力行使していいか、国際人道法について、あるいは人道関係者との協働について、というのが一応含まれてはいるのですが、ただ、これを自分の国のトレーニングというか派遣前の研修にどう生かすかは、各派遣国の判断ということなので、やはりbindingという面では非常に緩やかなことになっています。

最後に、ガイドラインで言えば、研修にもかかわってくるのですけれども、要はこのガイドラインの中で、例えば"Civil nature and civil control to be maintained ..."、つまり民性が維持されるべきですとか、"Humanitarian to be in lead role..."、つまり一緒に働く場合は、humanitarian agencyがリードを取るべきだとかというのですが、これだけ見ていても現場では役に立たないわけです。僕も最近、自衛隊の駒門駐屯地でのそういったロールプレイの中で民間役で参加してきたのですが、ああいった訓練は非常に有効なわけです。要は、これは現場で一体どういうことを意味するのかというのを実践的に教習しないと、現場に出てきたときに、民間に譲っていい場合、悪い場合というのを非常に肌をもって感じていないと、なかなか身につかないわけです。

Conclusion

-No Panacea-

- 実効性ついての(現行)国際人道法の限界正当性・説明責任の拠り所としての役割=規範+現場 特に戦闘員 の視点・心理
 - + 現場 特に戦闘員 の視点・心理 + ICC
- よりSpecificな条約、国際協定(+モデル協定) 加盟国拡充、対象者拡大、内容最適化(ex'Exceptional Risk'の除外) ex DPHガイドライン '... without prejudice to further restrictions that may arise under other applicable branches of international law'
- ガイドラインによる実効性の補完研修 ~ CPTMでの扱いと日本の特殊性

18

したがいまして、最後ですが、結論としては、No Panacea、要は万能薬はないということですね。残念ながらというか。まず、国際人道法については、一応ICRCも今のところ公式見解としては、それを変えたりとかというつもりはないということなので、現行の人道法の限界については、やはり実効性についてやや限界がある。ただ、そうは言っても、大規模な人権侵害を行っている例えばスリランカですとか、そういった国では、割とわかりやすく適用ができる場面もありますし、そうでない場合にも、やはりその正当性や説明責任のよりどころとしての役割というのがあるわけです。実効性がないからといってく無視していいというものではないので、そういう意味では法規範としての性格を有している。この点については、今後、例えば特に現場、その中でも戦闘に実際携わっている人たちの視点とか心理とかというものをどういうふうに織り込んでいけるのかというのが、実効性の面では大きな意味を持つと思います。プラス、先ほど言ったICCのケースローで、こういったことに違反した人たちが、国際犯罪法廷でどう裁かれていくのかというのは、始まったばかりですので、これは見ていかなければいけない。

条約については、先ほど言ったように、加盟国を増やしたり、あと対象者拡大、国連関係者だけでなくてもうちょっと増やす努力も必要ですし、内容最適化、先ほど'Exceptional Risk'という縛りをようやくプロトコルで外したという話をしましたが、この点については、先ほど言った人道法のDPHガイドラインの中にも、要はfurther restrictions、より以上の制限についても歓迎するというか、そういったことはあるべきだということも言っているので、しかるべしということです。

最後に、ガイドラインについては、やはりこれによって実効性が補完される部分が非常に大きいと思うので、この部分については、我が国を含め研修の部分で非常によく見ていかなければいけない。CPTM、国連の基準も見なければいけないですけれども、ただ、御存じのように、日本は武器使用ですとか現場でどう動けるかということについて、他国の軍隊や他国のPKOと比べて非常にユニークな制約を負っているので、そういった日本の文脈の中で人道法なりガイドラインがどう生かせるのかということを、日本なりに考え、やっていかなければいけないということだと思います。

以上、結論でした。どうもありがとうございます。(拍手)

二村学術研究官

帯刀さん、ありがとうございました。

それでは、ここでコメンテーターの横田先生より、お二方の発表についてコメントを15分ほどお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

横田洋三 中央大学法科大学院教授

ありがとうございます。御紹介いただきました横田です。

皆さんの中にいろいろ質問したいと思っておられる方がたくさんいらっしゃると思いますので、私のコメントは最小限に止めたいと思います。

お二人とも、報告を聴いておわかりのとおり、実務経験に基づいて、実態を非常によく御存じで、そこから出てきた問題点を今度は理論的な側面で分析するという、理論と実践の両方をうまく組み合わせた大変質の高い、いい報告だったと思います。私は、どちらかというと研究者サイドでずっとこれまでやってきましたので、なかなか実態がつかめない中で理論だけが先行するきらいが私の学問にはあったのですけれども、今日のお二人の報告は、実態を踏まえて現場から出てきた問題を理論にどうかみ合わせていくかというアプローチを取っておられるので、私にとっても大変勉強になりました。

山本さんの報告は、大規模な人権侵害あるいは国際人道法違反というような 重大な案件について、国際審査委員会というものの役割を重視して、それを活 用していくという問題意識で報告をされたと思います。具体的にはスーダンの ダルフールの国際審査委員会とか、コンゴ民主共和国の安定化ミッションの中 で行われた事実調査、こういったようなことを挙げておられます。国際法を勉 強してきた人、あるいは国連研究をやってきている方は、この審査(Inquiry: インクワイアリー)ですけれども、これはもうすぐに、国連憲章33条の紛争の 平和的解決の中にリストされているということを思いつくわけですね。つまり 国連憲章ができた1945年の時点で既に、審査というものの重要性が認識されて、

言葉として使われていたということなのです。

ただ、非常に大きな違いがあります。山本さんの報告と、それから国連憲章で書かれているインクワイアリーの、中身は同じですけれども、実際の適用状況の違いというのがあるのです。国連憲章33条は、基本的には国家間の紛争を、戦争によらないで、武力衝突によらないで平和的に解決する、その一つの方法として事実調査、つまり審査をすると、こういう位置づけをしています。ところが、山本さんの報告で、スーダンとかコンゴで行われているのは、そういう国家間の紛争を平和的に解決するためのインクワイアリーではなくて、むしろ被害者をどう救済するかとか、二度と同じことを行わせないようにするために、実行者をきちんと確認して、場合によれば訴追をする、責任を取らせるという観点、先ほどからの言葉を使うとすれば、トランジショナル・ジャスティス。ジャスティスをどう実現するかという問題になるわけです。

そうしますと、先ほど明石先生がおっしゃっていたことですけれども、国連の場でジャスティスを貫こうとすると、当事者がいつまでたっても戦争をやめないのです。なぜなら、戦争をやめると、自分が裁判にかけられたり処刑されたりする危険性がありますから、絶対に譲らないわけです。つまり紛争が長引く、平和が実現できないというジレンマがあるのです。

ここでおわかりいただけるように、国連憲章33条で言っているインクワイアリーと今ここで問題にしようとしているインクワイアリー、同じことをやろうとしていますけれども、機能が違っているのです。これをどう整理して現在直面している問題に適用していくか、これは、理論的にも実践的にも大変難しい問題だということを、まず私の方からコメントさせていただきます。

もう一点、山本さんの報告については、日本の役割ということを非常に重視して、その点について具体的な提言もしておられるのですが、私は、その山本さんの考えに賛成です。日本のような国こそ、軍隊も最近は出してきていますし、それはそれなりの役割を果たしていますけれども、憲法 9 条の制約とか、その他国民感情とかがあって、本格的に軍事的に P K O その他、平和構築に協力するということについて、やはり日本は決してリーダーシップを取れる国ではない。むしろ、事実調査という点になりますと、日本の事実調査は、警察を含め、レベルは高いですし、そのほか、日本人のこれまでの国連での活躍ぶりを見ると、事実調査のようなところで中立的に、偏りのない調査をする。それに対する定評は国際的にもありますので、これを日本としては生かしていくということに、私も賛成です。

問題は、やはり山本さんが言ったとおり、そのための人材が日本で育っていないということです。能力のある人はいるのですが、日本の国内で能力を発揮してこられた方で、国際的な場面でほかの国の人と一緒になって作業をするこ

とについて慣れている人は、まだ育っていないのですね。そのあたりが課題で はないかと思います。

それから、帯刀さんの報告、これも理論的な側面と実践的な側面が両方絡まっている非常にいい報告だったと思います。ただ私がわかりにくかったのは、やはりこのHumanitarian Spaceという帯刀さんが強調している概念です。私も帯刀さんから初めてこの概念を聴いて、いろいろ理解しようと思ってきたのです。私自身のこれまでの国連での活動や国際法の文献の中では、それは見たことのない用語なのですね。

それで、帯刀さんからいろいろ話を聴いて、実際の彼の経験からの説明に耳 を傾けてだんだんわかってきたことは、どうも、彼も一応定義をしていますが、 私なりに定義をするとこういうことなのかなと思います。違っているかもしれ ませんが、人道原則が適用されるべき、実際は適用されていないことが多いと いう問題があるのですが、適用されるべき物理的・機能的・法的・心理的空間 のことなのですね。必ずしも物理的だけではないのです。物理的空間というの は勿論あるわけです。例えば、簡単なことを言えば、伝統的な国際人道法の考 え方からすれば、学校を攻撃してはいけないとか、文化財を攻撃してはいけな い、これらは物理的空間に当たります。それから、法的ということになると、 例えば戦闘員と非戦闘員をどう区別するかという、制服を着ているか着ていな いかとか、いろいろなところで区別する可能性があります。また機能的という のは先ほど触れられましたけれども、どういう組織に属しているか、どういう 役割を果たしているか。コックなのか、運転手なのか、それとも銃を持って戦 う人なのか、こういうところの違いですね。それから、心理的というのは、や はりその人自身が自分をどうアイデンティファイして、それが向こうに理解さ れるかされないか、こういうようなことで、その空間を確保して、それを守ら せるというのが、恐らく帯刀さんの報告の一番の中核的なポイントだろうと思 います。

そこで考えられたことは、帯刀さん自身もおっしゃっていることですけれども、Humanitarian Spaceをどう現実的に戦闘の場面で確保するかということが必ずしも容易ではないというのが一つと、仮に確保したとしても、守らせることができるかということです。これについては、国際人道法と、それからガイドライン、ガイドラインは法的拘束力がないということをおっしゃったのですけれども、そういうことが絡まってきます。帯刀さん自身もおっしゃっていましたけれども、そういう問題がある。それに対するアプローチとしてこのHumanitarian Spaceということを考えるのは非常に重要だとおっしゃっているのですが、その先の答えは、恐らくこれから更に取り組んでいくのだろうと思いますし、私たちにも、その答えを見つけるための作業は課題として残されて

いるのではないかと思います。

ほかにも幾つか指摘すべきポイントがありますけれども、一応私の方のコメントはこれだけにして、あとは皆さんから御質問を受けたいと思います。

二村学術研究官

横田先生、どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑応答に入りたいと思います。15分ほどお時間をとれるかと思いますが、セッション1のときと同じように、御発言をされたい方は挙手をしていただき、御発言の際には、まず最初にお名前と御所属、そして御質問がもし特定の方に対するものであれば、その旨をおっしゃっていただければと思います。

それでは、どなたか御質問を。まず、お三方から質問をいただきたいと思います。

質問者1

今、山本さんから、大規模な人権侵害があった場合、あるいは国際人道法に違反するような、そういった事態が発生した場合に調査をするという、今、横田先生も言われたわけですが、憲章第6章の下での。しかし、今度の場合は非常に限られた場合ですから、それは安全保障理事会からの決議に基づいてそういう委員会が組織されて、そして、その結果を安保理に報告するという形を取るのかと。もしそうだとすれば、一方ではこういう国際人道法違反というような場合は、ICC(国際刑事裁判所)というものも、ダルフールでもそうだったと思うのですが、それが独自に捜査を開始するというようなことになるわけですから、それとの関係がどうなるのかということをちょっと教えてください。

質問者2

ありがとうございます。山本さんに御質問させていただきたい点が二点あります。

まず一点目ですけれども、捜査チームがグループになって現地で活動されるというところで、現地の警察であったり、そういった人たちとの関係性についてちょっと伺いたいと考えています。やはり現地の警察ないしはそういった協力者がいないと、こういった活動はなかなか難しいのかなと考えますし、とりわけ実際に逮捕したケースがあるという話を伺ってとても驚いたのですけれども、実際に逮捕するとなれば、やはりそれなりの実力をもって行使しなければいけないと考えます。そうすると、やはり彼ら、現地の警察とかの協力が必要である一方で、実際に本当にその人たちを信用してできるのかどうかというと

ころで問題が出てくるのではないかと勝手に想像するのですが、そこら辺の関係性について是非お伺いできたらというのが一点あります。

二点目に関しまして、日本の事実調査派遣をするべきだという御提言をいただきましたが、自分もそのように考えます。ただ、実際にいろいろと問題点があるのかなとも考えますし、現在の状況というものをもし御認識していればお伺いしたいなと。つまり現在として、日本ではどういった議論がされていて、こういったことをするのか、しないのか、また、議論がされていないのなら、どうしてされていないのかということをお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

質問者3

帯刀さんに質問したいのですが、民間会社の武力行使というものは、当然、国際人道法の適用を受けるべきではないかと。これは民兵と言われるものも当然対象となるとすれば、それ以上にといいますか対象にすべきではないかと。だんだん戦争が下請民営化、それから実際の武力としてもドローン・プレインズと言うのですか、機械に頼って武力行使をするという傾向が見られるわけですが、そういうものこそ厳重に人道の対象とすべきではないかと思いますが、いかがですか。

二村学術研究官

ありがとうございました。

それでは、山本さんの方よりまずお答えいただいて、帯刀さんの方にという ことでお願いいたします。

山本研究員

御質問ありがとうございます。

一番目の質問にお答えします。国際的に設立された審査委員会や調査団の結果報告ですが、これは、どこの機関が審査委員会や調査団を設立したかによって報告先が異なります。例えば、ダルフールに関する国際審査委員会は、安全保障理事会決議に基づいて事務総長が設置しました。委員会の下に捜査を行う15名から成る捜査チームが実際の捜査を行い、その捜査結果を委員会の5名が審査し、その結果を安全保障理事会に報告しました。審査委員会は、結果報告書において、このダルフールの事態を国際刑事裁判所に付託するように安全保障理事会に勧告しています。

また、人権理事会が設置した場合は、その審査員会や事実調査団は、人権理事会に結果を報告します。

ICCとの関係ですが、ICCは、独自に捜査を行っております。この審査委員会の報告書を参考にはしますが、公判を維持するために、ICCは独自に目撃者や被害者等を確保する必要があります。審査委員会の捜査チームが接触した目撃者や被害者に接触する可能性もありますが、基本的には、独自に目撃者や被害者を探します。ICCの捜査は独立して行われています。

二つ目の質問の国際審査委員会などの捜査チームと現地警察との協力関係についてお答えします。MONUCの例では、国連PKO職員とコンゴ民主共和国の軍隊の捜査官が合同で捜査を行いましたので、協力関係は密であったと思います。捜査権や逮捕権という強制力は、その国の主権に関わるものなので、国際機関の職員といえども、そのような力はありません。従いまして、現地警察との協力や信頼関係は非常に重要です。

ICCを例にして説明しますと、スーダンに関しては、安全保障理事会から付託された事件ですので、スーダン側からの反発もあり、現地警察の協力は得られません。しかし、他の国、例えば、コンゴ民主共和国やウガンダなどは、セルフ・リファーラル (self-referral)と言いまして、自分の国の事態をICCに自ら付託しておりますので、そのような国に関しては、ICCとの対立関係はなく、現地警察との協力は可能になります。

最後の質問の日本の活動状況に関してですが、日本人としては、横田先生がスリランカの独立国際有識者グループと東ティモールの重大犯罪刑事手続評価委員会に参加されました。このような個人単位の貢献が中心になっていると思います。また、ハリーリ元レバノン首相暗殺事件に関して、国際独立捜査委員会が設立されたのですが、日本は、警視庁の鑑識官3名を同委員会の活動に派遣し、協力を行いました。今後も引き続き、法の支配の推進や人権保護の分野の活動に貢献していくと思います。

带刀研究員

御質問ありがとうございます。

結論を言うと、私も同感です。若干また自分の経験になるのですけれども、イラクのバスラにいるときに、非常に仲よくなった友達が何人かいまして、そのうちの多くが、実は民間警備会社というか軍事会社の人たちでした。私がいる間に計5人死んでいます。要は、彼らは最前線で、最も危ないところで警備をしているので、ロケットに当たったりですとか、あるいは攻め込まれたことが一回あったのですけれども、やはり弾に当たって死ぬこともあります。

民間軍事会社というと、たしか1日、例えば300ドル、3万円程度ですか、やはり非常にいいお金をもらっているわけです。何かお金にがめつい人たちで、そういう人も確かにいるのですけれども、ガムをかみながら銃を見せびらかす

ような、そういうモラルに訴えるような人たちもいるにはいるのですけれども、ただ、私がバスラで仲よくなった人たちは、アフリカの国から派遣されている、アフリカから派遣されたアフリカ人の方が多くて、要は、自分の国でスキルはあるけれども、やむなくというか、お金がなく出稼ぎのつもりで来ている人たちもいるということがありました。

国際法が適用されるべきということは私も非常に同感でして、実は、2008年ですから2年前にモントル・ドキュメントというものが、ICRCと、スイス政府の主導でドキュメントとして纏められ、non-bindingですけれども、そこにははっきりと民間軍事会社・警備会社については、人道法、人権を含め適用の対象になるというのがありますので、恐らくそういったことを受けて、先ほど言った例えばICRCのガイドラインでもはっきり、文民であり、だから、直接戦闘に参加しない限りはその保護を受けるというのがまず大前提で書いてあります。一方で、先ほど言ったような、そうは言ってもそういうことをしているわけだからアタックされる可能性があります、というようなことを書いてあるわけですね。

だから、法的には適用されるべきだと思いますし、適用されていくのだと思います。ただ、彼らに対する見方というのが、やっぱり非常に今揺らいでいますので、もし彼らを、お金のために戦っているからいいというふうに特別な存在として取るのか、あるいはやむなく戦っている人たちもいた場合に、普通に文民として保護するべきなのか、保護するとしたら一体どこまで保護すべきなのかというのは、難しいというか興味深いテーマだと考えております。

二村学術研究官

ありがとうございます。ほかに質問はございますでしょうか。それでは、お願いします。

質問者4

質問とちょっとコメントになるかと思いますけれども、最近Humanitarian Spaceということを言われているのは、本当の意味では、Humanitarian Spaceがすごく狭くなってしまったから騒ぐようになったのではないかというのは、僕は現場で働いていて、この15年、20年、どんどん危なくなってきたということは、もうアフリカでもラテンアメリカでも、国連の職員が仕事をするのに危険になったということで、40年前は、例えばカシミール地方をユニセフの車で回っていても、インド軍も最敬礼して非常にリスペクトしたけれども、パキスタンで働いているときは、もうGulf Warが始まってくると、国連の安保理事会で決議があって、何か行動を起こすようなことがあったら、国連の職員、国連自

体が、西側の議決に基づいて何かやっているということで、人道援助をやっていても、これは国連の一部だということで。

それから、最近の傾向はますますHumanitarian operation、それから development、 それから Peacekeeping、 Peacebuilding、 その他 Conflict resolutionや、そういうことを一緒にやるようになってしまって、チームでや るようになってしまうから、私たちはHumanitarianだから別にしてくれということを言えなくなってきているという現状がありますね。

だから、実際、現地で働いている者にとっては、事務総長、それから各国の理事国その他が我々の安全を非常に考えてくれて、よくやっていると思うけれども、反面、幾らオフィスを頑丈にして、車によるコミュニケーションとかいろいろやって守っているけれども、危険はどんどん増えているし、実際アタックされたら、本部やほかの人たちはだれもやってくれないという意識があって、もう自分でインテリジェンスを持って生きていくしかないというのが現状であって。

それがひどくなっていたのは、ソマリアでユニセフのスタッフが死んだあたりから、それからずっと来て、みんな騒ぐようになって、それでやってくれているんだけれども、お金をかけていろいろやってくれているんだけれども、アフガニスタン、パキスタンその他で僕も働きましたが、事実は、皆さん一生懸命やっている割には、法的、いろいろな条約とかがあっても非常に難しくなっているというのが現状なのではないでしょうか。

その点、スペースというものに対して、どういう概念、この20年ぐらいを見てどう思っているかというのが僕の質問なのですけれども。

帯刀研究員

まさに同感としか言いようがないのですけれども、僕は20年前から働いているわけではなくて、ここ10年弱、7~8年ですが、その中でもやはり非常に感じます。非常に危険を感じるというか、自分がねらわれているという感じ、特に、例えばUNとかUSとか、そういった言葉を、彼らは何か2つの英語としか把握していないので、色が違おうが、多少文字が違おうがというレベルぐらいしか僕らは区別されていないわけですね。

一方で、最近で言えば、アメリカが非常にいろいろなところで政治的にプロボーキングなことをしているケースもありますし、そういった中で、例えばUNと言った場合に非常に肩身が狭いというか、非常にセキュリティの危うさを感じたことは、1回、2回ではなくたくさんあります。

これをどうするかというのは、一部、政治的に解決もできるのでしょうけれ ども、これまでみたような法律とかガイドラインでの解決があり、先ほど言っ

たように万能薬はなくて、これからいろいろ手探りでいろいろなものを寄せ集めてやっていくしかないだろうなというところが感想です。

二村学術研究官

それでは、最後に長谷川先生、よろしくお願いします。

長谷川祐弘教授

1つ、今こういう発表とか説明を聴いていて、私が非常に強く感ずるのは、 国連、安保理などが、やはり私たちが何かする場合において、その正当性というものを十分確立すると。そのために、やはり安全保障理事会の構成メンバーが、もっと世界の文明も含めて、そういうものを代表すると。今の場合ですと、 やはり偏っているという感じがあるので、その正当性、レジテマシーを強くしていきたいと思います。

二村学術研究官

ありがとうございます。

それでは、お時間となりましたので、これでセッション 2 を終了させていただきます。非常に重要な問題を提起していただきました山本研究員、帯刀研究員、そして示唆に富んだコメントをいただきました横田先生、どうもありがとうございました。(拍手)

これをもちまして「第2回国際平和協力シンポジウム」を閉会させていただきます。

本日のシンポジウムの副題は、吉崎さんの方からもありましたが、「国際平和協力研究員による新たな挑戦」とさせていただいておりますが、現在ますます重要かつ複雑化している国際平和協力を考える上で、目を向けていかなくてはいけない問題、新たな課題、それだけではなく新たな可能性というものもあったかと思うのですけれども、そういったものが研究員の皆さんの発表を通して、そして基調講演を通して提示されたかと思っております。

こういった議論がこのシンポジウムにとどまらず、これからも研究者、そして実務家の間で引き続き行われることを願っております。

本日は、お忙しい中、大変多くの方にお集まりいただきまして誠にありがと うございました。(拍手)